

1. 平成22年第6回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成22年10月5日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第126号 郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程3 議案第127号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第129号 郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について
- 日程6 議案第130号 平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第131号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第132号 平成21年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第133号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第134号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第135号 平成21年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第136号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第137号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第138号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第139号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第140号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第141号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第142号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第143号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第144号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第145号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第146号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第147号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第148号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第149号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程26 議案第150号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程27 議案第151号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第152号 平成21年度郡上市水道事業会計決算認定について
- 日程29 議案第153号 平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定について
- 日程30 議案第162号 過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程31 陳情第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書
- 日程32 議発第10号 議員派遣について
- 日程33 議発第11号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程34 議報告第15号 中間報告について（産業建設常任委員会・議会だより編集特別委員会の視察研修報告）

2. 本日の会議に付した案件

日程第1から日程第34まで

- 日程35 議案第164号 訴訟上の和解について
- 日程36 議案第165号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事(校舎棟建築工事)）
- 日程37 議案第166号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事(屋内運動場棟建築工事)）
- 日程38 議案第167号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事(格技場棟建築工事)）
- 日程39 議発第12号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三

15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	蓑島由実	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	山下正則	消防長	川島和美
郡上市民病院 事務局長	猪島敦	国保白鳥病院 事務局長	日置良一
郡上偕楽園長	牛丸寛司	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） おはようございます。

議員各位には、9月10日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

(午前9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には15番 清水敏夫君、16番 川嶋稔君を指名します。

◎議案第126号から議案第129号までについて（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程2、議案第126号 郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてから、日程5、議案第129号 郡上市父子手当支給条例を廃止する条例についてまでの4件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号から議案第129号までの4件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました4件は、所管の各常任委員会に付託をしてあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、採決をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として報告をいただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 皆様、おはようございます。

9月10日開催の平成22年第6回郡上市議会定例会において付託されました条例議案4件、決算認定議案12件、過疎地域自立促進計画の策定及び陳情1件について、9月16日、17日、29日の3日間、総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告い

たします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第126号 郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について。

市長公室長及び情報課長から、携帯電話不感地区解消に向けた無線通信用施設及び設備設置に係る分担金を、補正予算の特定財源として設置事業者より徴収するために条例を制定するとの説明を受けました。

委員から、条例第27号 郡上市移動通信用鉄塔施設整備条例で負担金を定めている条文があるが、新たに分担金について定める必要があるのかとの質問があり、条例第27号については、今後一部改正により設備設置後の使用料について定めた条例とし、議案第126号を分担金について定めた条例とする。それぞれに特化した条例に分けることで、柔軟に対応できるようにするためとの説明がありました。

また委員から、無線通信用施設の土地使用料について質問があり、用地は施設が建設される地区が準備し、郡上市と使用賃貸借契約を結んで無償で提供を受けたいとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第127号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、燃料電池発電設備の位置、構造及び管理基準を定める条文について、省令の改正により固体酸化物型燃料電池が条例に追加されること、また小規模福祉施設の火災事故を受けて関連する省令が改正され、項がふえたことにより、引用している条文を改正すること。設置免除基準について定めた号を追加する改正であるとの説明がありました。

委員から、固体酸化物型燃料電池が一般家庭に設置されたときに、住宅用防災警報器等の設置をどう把握するのかとの質問があり、燃料電池と防災警報器等の条文は関連がないこと、一般家庭については、防災警報器等の設置報告義務がなく、把握はできないとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

消防長より、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所、準屋外タンク貯蔵所の手数料について改正するとの説明がありました。なお、同タンクは規模がとても大きなものであり、現在郡上市内にはなく、今後も設置される予定はないとの説明がありました。

市民環境部長より、岐阜県からの事務委譲により、鳥獣飼養の登録等に関して登録料等の手数料を徴収するための条例を定めること、事務手順の説明がありました。

委員から、岐阜県からの事務移管について何らかの補助があるのかとの質問があり、事務委

託金等の補助はなく、手数料収入のみとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第129号 郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について。

健康福祉部長より、児童扶養手当法の一部改正に伴い、母子家庭だけでなく、父子家庭も18歳未満まで支給の対象となったため、市単独による中学3年生までの父子手当の5,000円を廃止するとの説明がありました。

委員から、平成21年度までの父子手当の対象者数と所得制限について質問があり、対象者数は50名ほど、所得制限は、児童扶養手当でも額が変わらないので、今まで支給を受けていた対象者は引き続き受給できるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） 9月10日開催の平成22年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案2件、決算認定議案関係7件について、9月16日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

条例関係。

議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

本件については、郡上市手数料条例の中の文教民生常任委員会所管に関する条例改正のみ審査を行いました。

市民環境部長から、岐阜県事務処理の特例に関する条例に基づき、市が鳥獣の飼養登録事務を行うことになったため、鳥獣飼養の登録、登録の更新及び登録票再交付の際に、1件3,400円の登録手数料をいただくための条例改正である。鳥獣飼養の登録対象となる鳥獣は、狩猟鳥29種と狩猟獣20種を除く鳥獣であるとの説明を受けました。

委員から、郡上市での登録対象鳥獣の件数と無登録者に対する罰則規定について質問があり、過去には猿やツバメ、モモンガなどがあったが、現在、登録鳥獣はいない。

罰則規定は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、許可を受けずに狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等をした者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処される。また、狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者は6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処されるとの説明がありました。

委員から、一鳥獣ごとに登録手数料をいただくのかとの質問があり、一鳥獣ごとに1件の登

録となるため、手数料も一鳥獣ごとになる。ただし、愛玩用として登録できるメジロは、1世帯に1羽しか登録ができないとの説明がありました。

委員から、登録手数料は郡上市の収入となるのかとの質問があり、登録時に飼養する際のおりなどの設備確認や登録事務手続に係る人件費等として手数料をいただく。そのため、県から事務費等は入らないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、郡上市手数料条例の所管に関する分は全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第129号 郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について。

健康福祉部長から、児童扶養手当法等の一部改正に伴い、父子家庭に対し児童扶養手当が支給されることから、市単独による父子手当を廃止するため、条例を定めるものであるとの説明を受けました。

郡上市では、国の制度より先駆けて中学生までを対象に父子家庭へ月額5,000円を支給していたが、今回の制度改正により、国3分の1、市3分の2の負担割合で、最高支給月額4万1,720円を支給することとなる。また、対象者は、高校生の18歳までになったとの説明を受けました。

委員から、父子手当の対象数と支給額は所得に応じて算定されるのかとの質問があり、対象者は50名で、支給額は児童扶養手当法に基づき、同一世帯での所得状況に応じて算定される。最低支給月額は9,850円であるとの説明がありました。

委員から、市の負担は、5,000円から5倍以上の約2万7,000円となるが、全体ではどれだけふえるのかとの質問があり、予算上、昨年度に比べて8ヵ月間で871万円の増になったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員長 森藤雅毅。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、採決を行います。

議案第126号 郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第127号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第128号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第129号 郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

日程6でございますが、入る前にお手元に正誤表が配付してありますので、総務部長より説明をいただきます。

山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 今般の決算認定に当たりまして、準備させていただきました決算書、あるいは附属資料の中で一部誤りがございます。ここにおわび申し上げ、訂正をさせていただきますと思います。

けさほど、お手元に正誤表をお配りしてございます。

最初に、一般会計の附属資料の主要施策の成果及び予算執行実績報告書の「主な事業報告」という資料の中で、表とページ、あるいは誤ったところの箇所、それから正しい数値等を入れてでございます。

最初に、福祉医療費の関係のところ、審査の延べ件数、「2万721」としておりましたが、正しくは「2万719」でございます。

それから、次に障害者福祉費の中で、手当の支給人数が「37人」としてございましたのを、「36人」が正しい数値ということでお願いをします。

それから、次に児童措置費の中で、広域入所の「8園」としてございましたのを、「7園」に訂正をお願いします。

それから次、林業振興費の中で、次のも同様でございますが、単位を「平米」というふうであらわしてございますのを、「ヘクタール」にそれぞれ訂正をさせていただきます。

それから観光費の中で、団体数、「9団体」ということで書いてございましたが、これを「10団体」に訂正をさせていただきます。

それから、次に除雪対策費、これも単位を誤ってございまして、「メートル」を「キロメートル」に訂正させていただきます。

それから次、教育費の事務局費でございますが、数値が最初の2けた14ということで、後のところの数字が消えてございました。正しくは「1,407万9,000円」でございます。

それから、最後になります。林業振興費の中で間伐事業でございますが、「3,009千円」を「3,001千円」ということで訂正をお願いしたいと思います。

めくっていただきまして、特別会計の水道事業会計の決算書、公営企業でございますが、こちらにつきましては3カ所ございますが、いずれも字句を誤ってございます。よろしく願いいたします。

それから次に、水道事業会計の決算附属資料でございます。

最初のところにつきましては、一つ目ですが、数値を余分に書いてございまして、5を削っていただくということですし、二つ目は、場所を「住吉町」としてございましたのを「日吉町」ということで、それから三つ目、四つ目につきましても、それぞれ地名を誤って記載してございました。ここにおわび申し上げ、訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以後、こうしたことがないように努力いたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、正誤表に沿って訂正をお願いします。

◎議案第130号について（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程6、議案第130号 平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は決算認定特別委員会に付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） おはようございます。

それでは、ただいま議長より御指示ございました決算認定特別委員会の報告をさせていただきます。

9月10日、平成22年第6回郡上市議会定例会におきまして付託されました議案第130号 平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、9月27日、9月28日に決算認定特別委員会を開催し、審査を行いました。委員長に、私、渡辺友三、副委員長に古川文雄委員を選出後、予算の款、項ごとに説明を求め審査を行いましたので、その経過の概要並びに結果について報告申し上げます。

なお、ここで1点御訂正をお願いしたいんですが、1ページ目の一番最終の段にございます保証人を通じて入居者に納付を依頼することはあるが、「実施に保証人」とありますけれども、「実際に保証人」に御訂正をお願いしたいと思います。

歳入決算について。

火葬場の配置などの見直しについて質問があり、火葬場は現在7カ所あるが、利用件数は、セレモニーホールの建設に伴い、八幡と白鳥は増加、美並、明宝、和良は減少している。老朽化した施設については、改修せず統廃合をしていく方針だが、今後の推移を見ながら、地域事情も考慮して進めていきたいとの説明がありました。

道の駅のテナント使用料の設定について質問があり、施設によって建設目的が異なるため、施設間の比較で使用料に差が発生するのはやむを得ない面がある。同一施設内では、面積案分により設定しているとの説明がありました。

第三セクターを解消し、民営化した団体に対する施設使用料の免除について質問があり、使用料の一定期間の免除を解消の条件とした経緯があるとの説明がありました。また、民営化した以上は、使用料の徴収を行うべきであるとの意見がありました。

給食費の滞納に対する対応について質問があり、既に卒業された場合は出向いてお願いをしている。また、学校とも連携をして徴収を行っているとの説明がありました。

住宅使用料の滞納に対する対応について質問があり、母子家庭の増加や最近の経済状況も影響している。保証人を通じて入居者に納付を依頼することはあるが、実際に保証人から使用料

を徴収した実績はないとの説明がありました。

美並地域における給食費の増加について質問があり、合掌苑への入苑者が増加したためであるとの説明がありました。

八幡地域における公民館使用料の増加について質問があり、使用回数自体は平成20年度と比較して減少しているが、減免対象とならない使用が増加しているためであるとの説明がありました。

白鳥ふれあい創造館使用料の増加について質問があり、使用回数が平成20年度より増加したためであるとの説明がありました。

白鳥夜間照明施設使用料の内容について質問があり、郡上北高等学校グラウンドの夜間照明が市の施設となっており、ソフトボールの練習で照明が使われたためであるとの説明がありました。

明宝地域自主運行バス使用料の増加について質問があり、民間会社の従業員の定期利用が増加したためであるとの説明がありました。

白鳥庁舎使用料の減少について質問があり、会議室の使用回数が減っているためであり、その原因は、会議等の開催が白鳥庁舎から白鳥ふれあい創造館に移っているためと見られるとの説明がありました。

大和の総務管理使用料の増加について質問があり、めぐみの農協へ駐車場として土地の貸し出しをしているが、平成20年度まで貸付収入として扱っていたものを組み替えたためであるとの説明がありました。

立木売払収入の詳細について質問があり、八幡では、城山の景観向上を目的として伐採した木を売り払ったもので、明宝では、大谷地区の支障木を伐採して売り払ったものである。また、明宝の売り払いは、収入よりも搬出の費用がかかるため行わない予定であったが、地元住民から木彫関係で使用したいとの申し出があったため、売り払ったとの説明がありました。

商工費寄附金の詳細について質問があり、明宝特産物加工株式会社からの寄附金であるとの説明がありました。

幼稚園使用料などの滞納について質問があり、申し込み時に所得の確認をさせていただくことも含めて対応したいとの説明がありました。

続きまして、歳出決算についてであります。

議会費。議会広報活動経費の詳細について質問があり、大半が議会だよりの印刷代であるとの説明がありました。

総務費。市有林支障木の搬出費用について質問があり、城山で伐採した木を搬出するための費用で、近くまで機械が入れないため、少し割高になっているとの説明がありました。

生活安全・防犯のための活動について質問があり、オレオレ詐欺など類似の事件が多く発生している場合に、市民への注意喚起を行っているとの説明がありました。また、警察との連携について質問があり、特定の事件について、捜査情報などの提供を受けることはないとの説明がありました。

再生紙の購入について質問があり、単価契約で入札を行い、年間契約を締結している。振興事務所なども含めて同一の価格であるとの説明がありました。

広報紙等の配付に対するシルバー人材センターの活用について質問があり、八幡地域と白鳥地域で委託を行っているとの説明がありました。

日々雇用職員に対する賃金について質問があり、賃金総額は約5億3,200万円、このうち280名分の共済費を総務費で一括して支払っているとの説明がありました。

消費生活相談への対応について質問があり、市でも対応できるよう、担当職員を研修に派遣している。判断の難しいものは県に相談をしてもらう場合もあるが、平成21年度は9件の相談があり、8件は市で対応しているとの説明がございました。

電話交換設備の改修について質問があり、これまで外部からの電話を他庁舎へ転送することができなかったため、電話対応の向上を目的に、全庁舎の内線化を行ったとの説明がありました。

嘱託徴収員の実績について質問があり、4名を2班に分けて滞納者の訪問を行っており、訪問先で直接徴収した額は約6,000万円、訪問後1ヵ月以内に納付された額を含めると、約1億7,800万円であったとの説明がありました。また、徴収員の人員構成について質問があり、入れかえを考える必要もあるかとは思いますが、現在嘱託している方は職務になれており、チームワークもよいため、できる限り同じ方をお願いをしていきたいとの説明がありました。

集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業の課題について質問があり、総体的には、地域の自立を目指しているが、平成21年度に事業の実施を希望した地域は、どちらかといえば自立して活動する力を既に持っている地域であったため、今後は自立が難しい地域で事業を進めていきたいとの説明がありました。

ふれあい交流事業の実績について質問があり、具体的な他市町村の数値は把握できていないが、郡上市は市の委嘱相談員の日々の努力により、他市町村と比べて結婚相談から成約に至る確率が高く、視察の依頼も受けているとの説明がありました。

民生費。行旅病人等救護事業費の増加について質問があり、行旅病人等が亡くなり、身内がいなかった場合には郡上市で対応することとなっており、これに該当する事例があったためである。ただし、死亡者に所持金があれば、葬祭経費に充てているとの説明がありました。

配食助成事業費の減少について質問があり、対象者は増加しており、平成18年度に制度改正

を行ったことによるものであるとの説明がありました。

緊急通報システムの詳細について質問があり、端末機の緊急ボタンを押すと自動的に消防署につながり、緊急車両が駆けつけるようになっている。ひとり暮らしの方や重度の心身障がい者の方で、特に虚弱な方を優先して設置しているとの説明がありました。

放課後児童健全育成事業の運営について質問があり、八幡はNPO法人が運営し、その他、保護者団体によって運営されている。市からの支出は、事業費から利用者負担を除いた部分を対象とするため、利用者の増加によって減少したとの説明がありました。

生活保護扶助経費の実績と相談の対応について質問があり、年齢などによって基準額が異なるため、人数が増加したからといって決算額が増加するとは限らない。相談を受けた際、門前払いをするようなことは絶対になく、聞き取りと調査によって判断をしている。調査の結果、給付ができない場合もあるが、その点も十分に説明をして対応しているとの説明がありました。

民間保育所運営費の広域入所について質問があり、予算では3園と見積もっていたが、里帰り出産などがあり、7園に増加したとの説明がありました。

衛生費。医師確保対策事業の内容について質問があり、自治医科大学や岐阜大学病院へ赴き、医師確保のため活動を行っているとの説明がありました。

インフルエンザワクチンの在庫について質問があり、一部の医療機関では大量のワクチンが余り、廃棄しなければならなかったという報道があったが、郡上市ではそのようなことは全くなかったとの説明がありました。

郡上クリーンセンターの今後の修繕予定について質問があり、経年劣化や摩耗、腐食等により、修繕や部品等の交換は必要であり、毎年修繕費用を要する。修繕、部品交換等は、メーカーの推奨期間や実態を見きわめて行うとの説明がありました。

エコプラザ管理運営費の予算残額について質問があり、従来は、白鳥エコプラザからクリーンセンターへの搬入を、シルバー人材センターへ委託していたが、市直営に変更したためであるとの説明がありました。

民間不燃物無料回収と市の回収との関係について質問があり、民間の無料回収は金物であり、市が実施しているものは廃棄物なので、タイヤなども含まれているとの説明がありました。

ダンボールコンポストのモニター終了後について質問があり、モニター終了後は実費で行っている。また、モニターへのアンケートを行ったところ、ごみ減量の効果があったとの回答が72%あったとの説明がありました。

郡上クリーンセンターの汚泥処理量について質問があり、可燃ごみの量はやや横ばい傾向であるが、下水汚泥量は、接続も年々ふえてきていることから増加してきている。現在の汚泥量は、可燃ごみの処理量に対し16%から17%混入して処理しているが、1炉運転では18%までが

限度であるとの説明がありました。

農林水産業費。予冷库の補助額について質問があり、5基で94万5,000円であり、0.5坪のものが18万3,000円、1坪のものが21万3,000円となっているとの説明がありました。

商工費については、特に質疑はありませんでした。

土木費。建設工事契約数と請負率について質問があり、総数が398件で、請負率92.8%であり、内訳は、随意契約75件の91.7%、一般競争入札12件の95.5%、指名競争入札311件の93.0%であるとの説明がありました。

市道の未登記用地の現状について質問があり、平成21年度には244筆の処理を行ったが、まだ未登記の用地は多い。しかし、経費の都合から、今のペースで実施していくしかないとの説明がありました。

橋りょう点検の結果と対策について質問があり、点検を行った橋りょうのうち、48橋の修繕計画を立てた。そのほかにも順次行う予定であるとの説明がありました。

消防費。消防団員出動に対する予算措置について質問があり、消防団運営交付金によって賄っている。行方不明者等の搜索費用はすべて無償で行っているとの説明がありました。

女性防火クラブ交付金について質問があり、平成22年度の女性防火クラブは、八幡と和良地域の2団体のみである。来年度もほぼ同額を交付予定である。ただ、クラブのない5地域については、現在自治会の中で女性防火クラブの機能があり、7地域のバランスを考え、交付金のあり方を検討中であるとの説明がありました。

教育費。中体連の補助金について質問があり、選手と指導者の旅費及び宿泊費を対象としているとの説明がありました。

適応指導教室の活動について質問があり、平成21年度中は、在籍が7名と体験が1名あった。通うことで学校に出席したこととなり、また夏季休暇中も利用することができるとの説明がありました。

教員住宅の利用状況について質問があり、98戸のうち62戸が使用中である。すべての教員が入居しているわけではなく、民間の賃貸住宅に入居している者もいるとの説明がありました。

郡上事業の実施内容について質問があり、小学校17校と中学校6校で実施した。教育委員会で指針を示し、各学校が工夫をして内容を考え、実施したとの説明がありました。

やまと総合センター土地購入について質問があり、所有者からの申し出により購入費用を予算計上したが、価格で折り合いがつかず、一部未購入となった。未購入部分については、従来の契約に基づいて、今後も賃貸料を支払っていくとの説明がありました。

災害復旧費、特に質疑はありませんでした。

公債費も特に質疑はありませんでした。

予備費、特に質疑はありませんでした。

総括質疑についてであります。

不用額の内容について質問があり、扶助費等の見込みと実績の差が最も多くなっている。その他では、入札差金や当初計画の変更によるものが上げられるとの説明がありました。

市の財政構造について質問があり、予算は、部門ごとにバランスをもって配分する必要があり、平成21年度では、臨時交付金を投資的経費への投入によって、生活基盤整備や経済活性化が実施できた。しかし一方では、実質公債費比率や将来負担比率が県下一という財政状況であり、徐々に下げる努力も必要となっている。また、職員人件費も大きな課題であり、平成26年度からの普通交付税の減額を考えると、削減のための一定の努力も必要と考えているとの説明がありました。

採決についてであります。特段の討論はなく、委員のうち1名が保留を示されたほか、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上で審査の経過及び結果について報告を終わりますが、不足な点もあろうかと思えます。関係委員の補足をいただければ幸いです。

平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 渡辺友三。

○議長（池田喜八郎君） 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 発言を求めたわけではありますが、本件に関しましては、ただいま特別委員長の詳細な報告がございました。したがって、質疑はないわけではありますが、委員長報告にございました1名の意見留保という報告がございまして、その件に関しまして、意見として申し述べたいということでございます。

ただいまの一般会計の質疑の段階ではありますが、留保しました主たる内容は、一般会計の歳出の総務費に関する、和良財産区に関する住民福祉向上事業に関しまして質疑を行ってございまして、本件に関しましては、当該の特別会計の決算認定に係る案件と関連してございまして、その委員会の中での質疑の中でございましたけれども、監査委員に関する意見表明を要請した内容が含まれてございまして、この件に関しましては、監査委員の方からそれに関する意見ということで意見書が文書をもって当該委員会に出されました。それを含まれて審議をさせていただいたわけではありますが、大変監査委員におかれましては、そうした布石に対しまして、適切

に文書でもって責任ある回答をいただいたということで、敬意を表したいというふうに思います。大変ありがとうございました。

その指摘に関しましては、概要は、財産区の特別会計における交付金支出に際しまして、いわゆる神社仏閣、そういうところに関する支出の内容が含まれる要望意見の中で、交付金ということで支出をしたという項目がございまして、これに関する意見について文書で回答いただいておりますが、内容としては、判例等の参考の中で、本支出については、許容の範囲内であるというのが主な内容でございます。

さらに本件については、行政の公平一般の原則といいますか、そういう趣旨に従って、今後においては、全市一体性を損なわないように行政努力を要請したいと、こういう文言で締められておる文書でございます。

これによりまして、ただいまの私が留保しました案件に関しましては、監査委員の意見の許容範囲ということにつきまして、一部意見もございまして、全体の予算の執行状況からいたしまして、これを是とするというようなことで、私の意見としても、あえて反対すべきではないというような意見でございます。全体的に申し上げれば、全体の一般会計予算執行に関しましては、行政の成果を上げるために、それぞれその部署において責任ある執行がされておることがございまして、行政の目的である、最少の予算で最大の効果を上げるという趣旨に沿いまして、健全財政の方針が堅持されまして、公債費の適正化計画に基づき、順次公債費残高を減額しておる状況も確認できるところでございまして、そういう状況を踏まえれば、また人員の適正配置につきましても、計画に沿いまして、順次進められておりまして、人件費の節減については相当の努力がされておるというような面もございまして、予算全体に関しましては、これを是とするという意見を申し上げまして、私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） それでは、原案に賛成の諸君の討論を許可します。

（発言する者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

少し早いようですが、ここで10時30分まで休憩をいたします。

（午前10時20分）

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◎議案第131号から議案第153号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程7、議案第131号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から、日程29、議案第153号 平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定についてまでの23件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第131号から議案第153号までの23件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23件は、各常任委員会に付託してあります。各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑・採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託をされました決算関係につきましても議案につきましても審査の経過と結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたしますので、よろしくお願いをいたします。

議案第137号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について。

市長公室長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。歳入決算額は8億5,441万9,423円、歳出決算額は8億469万2,212円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに4,972万7,211円の黒字になっております。

委員から、滞納をどれくらいするとサービスを停止するののかとの質問があり、停止をする前に文書で警告を行い、3回未納が続くと停止となる。今年度は1件停止しているとの説明がありました。

委員から、繰入金で運営費のどこに使われているのかとの質問があり、特定の事業ではなく、伝送路工事、サーバー管理費、防災情報機器保守などのさまざまな事業に対して使っているとの説明がありました。なお、金額の内訳については資料により説明がありました。

また、公債の償還がいつまでになるのかとの質問があり、平成24年度までがピークで現在の決算額となり、平成25年度以降減少していき、平成25年度ではおよそ1億3,300万円、平成26

年度ではおよそ2,300万円となり、平成31年度で終了予定との説明がありました。

また、インターネット上位回線の通信費の内容についてと、昨年度に比べて通信費がふえている理由について質問があり、上位回線とは、市が管理している回線から先の回線のことで、KDDIの専用線と県のスーパーハイウェイを利用した線の2回線があり、市内を結ぶ回線が、災害、工事等で通常使用している回線が使用できなくなったときに使用する中部テレコミュニケーション株式会社の1回線があるとの説明がありました。また、通信費については、回線の使用料が従量制であり、インターネット加入者がふえることにより使う分がふえるためとの説明がありました。

委員から、番組の選考はどのようにされているかとの質問があり、現在放送しているドラマは、市民へのアンケートにより選考したものである。行政番組もふえているので、今後については、「郡上有線テレビ放送運営及び番組審議会」にも諮り、検討していきたいとの説明がありました。

委員から、ドラマが同じ話で1週間繰り返し放送されるが、話を変えて放送することはできないかとの質問があり、放送の仕方で購入額が変わり、毎日違う話で放送するには購入代が高額となるため、現在の放送方法で購入しているとの説明がありました。

委員から、ケーブルテレビで放送されているショップチャンネルの売り上げによる手数料について質問があり、放送の基本手数料に加えて、売り上げによる歩合分の手数料もあるとの説明がありました。

委員から、NHK受信料について、個人で支払っている人とケーブルテレビの団体一括で支払っている人の額の違いについて質問があり、団体一括の前納で支払うと、BSも含んだ契約で2,420円の得となる。市民にとって得となる制度なので、一層の周知を図りたいとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第138号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について。

山田総務部長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は546万1,398円、歳出決算額は433万4,832円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに112万6,566円の黒字になっております。

委員から、経費が減り、一般会計へ繰り出しができるようになったことはよいことであるが、委託料がふえていることについて質問があり、管理委託費に39万円、除雪に48万3,000円を支払った。維持管理経費は平成20年度とほぼ同額であり、除雪経費が増加したとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第141号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について。

田中市長公室長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額、歳出決算額ともに1,191万7,000円となっております。

委員から、市が単独で基金を運用することはできないが、長良川鉄道の将来を考えると困難なことがある。踏切事故が多く発生しているが、安全対策をするには、自治体の相当の負担が必要になる。基金の果実を安全対策に向けることはできないかとの質問があり、郡上市の場合、市道、農道に多くの踏切が設置してあり、市の負担も大きくなるとの説明がありました。

また、大和町万場の踏切改修について質問があり、道路改修とあわせて踏切の改修を行っているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

次の議案からですが、最初にお断りをすればよかったですけれども、審査の結果のところ、審査と審議が混在する表記になっております。委員会ですので、審査という表記に訂正をさせていただきますので、お願いをいたします。

議案第143号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

大和振興事務所副所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は5,480万2,344円、歳出決算額は4,113万7,882円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに1,366万4,462円の黒字になっております。

委員から、基金積み立てとして、国債の利息60万円のうち30万円を基金積み立てとしたが、残りの30万円はどうしたかとの質問があり、基金条例が10月にできたことにより、10月以降の半期分の30万円は積み立てたが、国債の利息は、前期、後期の2回に分けて支払われるため、10月以前の30万円は基金へは入れず、特別会計の歳入としたとの説明がありました。

また、毎年繰越金が1,000万円ほどあり、以前に使い方を考えるよう提言したことがある。平成21年度は、18.7ヘクタールの間伐を実施したが、財産区を維持していくには、毎年同程度の施業が必要でないか。予算にあらわれない施業が昨年も見受けられたが、施業したものが実績報告に出ているとよいとの質問があり、平成21年度では、山林施業が少なかったが、平成22年度では、大規模な施業の予定となっている。また、森林総合研究所と分収造林契約を行っている山林で、いつでも森林総合研究所の予算がつき次第施業が実施できる状態とするため予備費を計上しているが、森林総合研究所が、予算をつけてくれなければ繰越金として残ることになる。三者契約の施業については予算計上されないが、管理会に報告し、議会へは主要施策の成果で報告しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することといたしました。

議案第144号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は616万3,861円、歳出決算額は282万9,335円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに333万4,526円の黒字になっております。

委員から、一般管理事務経費で、県造林推進協議会負担金1万5,000円と造林事業費で同じ県造林推進協議会負担金4,000円を支払っているが、どう違うのかとの質問があり、一般管理事務経費の負担金は総会に対する負担金であり、造林事業費の負担金は、事業実績による負担金であるとの説明がありました。

委員から、間伐事業を8.15ヘクタール行っているが、毎年この程度の事業で管理できるのかとの質問があり、施業計画では、もっと広範囲の事業を行う計画であるが、補助金を受けて事業を実施するため、年によって事業量が違ってくるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することといたしました。

議案第145号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は1,604万7,796円、歳出決算額は330万5,333円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに1,274万2,463円の黒字になっております。

委員から、財産収入について、当初予算が50万円であったが、収入額が792万円と大きく差があるのはなぜかとの質問があり、当初財産区が伐期を承知しておらず、森林管理署から伐期の通知があり、伐採を行ったとの説明がありました。

また、予算編成段階で、施業計画等の見通しを調査せず立木を処分したということは、施業計画等の管理は森林管理署が行うのが一般的であるのか。どのような樹種をどのような単価で売り払ったのかとの質問があり、伐採等については、森林管理署の判断で実施している。施業時期の把握については、管理会が独自で計画を立てて行っており、振興事務所では把握できていなかったが、平成22年度からは、振興事務所で施業時期を把握している。樹種については、混合林で5,600本、422立方メートルを伐採し、1立方メートル当たり3万7,571円になったとの説明がありました。

委員から、林業振興費で1,200万円を予算計上し、270万円の支出となっているが、当初の予定はどのようになっているのか。分収造林との関係があるのかとの質問があり、当初、予算どおりの申請をしたが、申請よりも国の補助が少なかったため事業量が少なくなった。今後は、独自の事業も検討し、適正な管理に努めたいとの説明がありました。

また、申請した面積が認められなかったということはこういった理由かとの質問があり、国の動向により、当初予定よりも多くの補助金がつく場合もあり、予測をすることは難しいとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第146号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は508万4,245円、歳出決算額は305万7,810円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに202万6,435円の黒字になっております。

委員から、一般管理事務経費が他の財産区と比べて少ないのではないかとの質問があり、管理会の開催回数が他の財産区より少ないことが原因であるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第147号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は3,890万2,829円、歳出決算額は2,988万4,290円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに901万8,539円の黒字になっております。

委員から、施業計画を自主管理しているようであるが、経営形態としては、独自で事業を実施しているのかとの質問があり、一つの事業所として、事務員と5人から6人の人夫を雇い、独自で施業を実施しているとの説明がありました。

委員から、森林総合研究所から負担金が入っているが、これを造林事業に充てているのかとの質問があり、申請に対する負担金であり、通常では森林組合へ施業を委託するが、当財産区では、独自で施業を実施している。また、石徹白財産区は福井県森林総合研究所から負担金を受けているため、岐阜県森林総合研究所とは多少の違いがあるとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第148号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は8,715万8,355円、歳出決算額は6,242万9,094円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに2,472万9,261円の黒字になっております。

委員から、立木売払収入について、予算額が1,000円で、収入済額が239万6,127円となっている。当初計画にないものを売り払っているが、どのような樹種かとの質問があり、桑ヶ洞の山林で森林組合へ委託し、杉が281.785立方メートル、杉・ヒノキの混合林が770.784立方メートルを売り払い、利益があった。間伐する立木からは収入が見込めないため、予算計上はしていなかったが、伐採場所がよく、樹齢等により今回は収益が出たとの説明がありました。

また、土地の貸付収入が全体の中で大きな割合を占めており、その収入をどのように山林管理に使うか。また、基金の資産運用をどのようにするか将来的な考えはあるかとの質問があり、今まで林道を仮補修という形で管理してきたが、今後は基幹林道の建設の一部として利用でき

ないか検討しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第149号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

美並振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は740万1,647円、歳出決算額は259万9,003円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに480万2,644円の黒字になっております。

委員から、山林造成経費の賃金、委託料はどの程度の事業量であるのかとの質問があり、山林の現地確認の賃金であり、決算書に計上されていない2ヵ所の間伐で14.77ヘクタールを森林組合に委託し、総額266万円の施業を実施したとの説明がありました。

また、予算計上されない事業について、管理会で計画的に施業を実施しているかとの質問があり、森林組合と10年間の管理契約をしており、計画的に施業を実施しているが、補助対象になった部分を施業しているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第150号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は3,277万8,474円、歳出決算額は2,109万3,267円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに1,168万5,207円の黒字になっております。

委員から、雑入に森林総合研究所からの負担金を計上しているが、分収造林分の負担金かとの質問があり、本来は、分担金に計上するところであるが、明宝財産区では雑入として計上しているため、平成22年度からは他の財産区の款項目と統一するとの説明がありました。

また、里山整備事業で一般会計への繰り出しをしているが、将来の里山資源確保のために今回措置されたものであり、今後も継続した事業を続けるよう意見がありました。

審査の結果、当委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第151号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

和良振興事務所長から、歳入歳出決算額と内訳及び主要施策について説明を受けました。

歳入決算額は1億1,097万2,708円、歳出決算額は8,722万3,095円で、歳入歳出差引額、実質収支ともに2,374万9,613円の黒字になっております。

委員から、林道整備はどの林道を整備したのかとの質問に対し、井の洞林道の舗装と土砂崩壊の災害復旧であり、災害復旧については、規模が小さかったため独自で行ったとの説明がありました。

委員から、白鳥中学校の校舎建設に和良財産区の立木を使う予定であると聞くが、視察はそれを含んで行ったのかとの質問があり、財産区全体で伐期令が来ている木が多くあり、大径木

にできないか視察を行った。全体で杉の86%、ヒノキの52%が伐期を迎えている。これらの管理を上手に行うには、間伐が必要であると説明がありました。白鳥中学校の建設にヒノキ材300立方メートルを伐採し、その材を提供しました。将来、要望があればまた提供したいと説明がありました。

不用額が多くあるが、大規模な造成事業を行う必要はないのかとの質問に対し、不用額は、間伐を予定していたが採算が合わないため取りやめたとの説明がありました。

委員から、委託料が50万円であるが、今後この程度の施業で運営できるのかとの質問があり、伐期令が問題となっており、間伐を検討している。今秋にも視察を行い、検討されることになっているとの説明がありました。

委員から、一般会計へ繰り出して行った事業の中で神社の修復などがあるが、神社に対する補助は政教分離の観点から大丈夫か。判例も厳しいものが出ているが、住民からクレームが出たときに説明できるかとの質問があり、鹿倉白山神社の舞台屋根修繕は、伊勢神楽の舞台となる建屋の屋根の修繕であり、コミュニティーの場である。下沢日吉神社のほこらの外屋根の設置は、ほこらの中に市指定重要文化財の刀が奉納してあり、文化財保護の観点で行った。いずれも地区民総意により行われた事業に対してそれぞれの地区へ交付金を出したものであり、神社に補助したわけではなく、許容の範囲内であると判断したとの説明がありました。

委員から、和良財産区について再度決算審査を行うよう要請があり、当委員会として監査委員に対し審査を要請し、9月22日行われた審査結果の報告を受けました。

監査委員の意見は、基本的な憲法解釈からすれば許容の範囲にとどまる事業であると考えているが、憲法解釈によって意見が分かれる今回のようなデリケートな事業は、慎重に対応すべきである。また、財産区間、あるいは財産区を持たなかった地域を含め、市全体の一体性を損なわないように予算執行すべきであると指摘されました。

委員からは、昔は集会所でもあったが、今は祭りの場としてのコミュニティーの場であり、今後も伝承と保存は必要と思う。財産区予算のないところがあっても一般会計で調整をとれば、市全体のバランスはとれるのではないか。宗教関係の今後の取り扱いについて方向をはっきりさせておく必要がある、などの意見が出されました。

審査の結果、当委員会としては賛成多数で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について御報告いたします。

平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、産業建設常任委員長、12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

去る、9月10日開催の平成22年第6回郡上市議会定例会において審査を付託されました決算認定関係4件について、9月16日に産業建設常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第133号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

水道部長及び水道会計課長から、資料により説明を受けました。

歳入決算額は13億5,000万6,850円、歳出決算額は13億2,543万9,698円、歳入歳出差引額は2,456万7,152円、繰越明許費繰越額は268万5,000円、実質収支額は2,188万2,152円となっております。

委員から、町村合併以前に行われた大和地域の未普及地区に対する井戸補助金について質問があり、補助金は、各個人の井戸掘削に係る事業費が対象となり、申し込みのあった世帯については、すべて完了しているとの説明がありました。

施設管理費の委託内容で、地元業者の利用について質問があり、施設の補助管理業務については、地元の方をお願いしている。また、水道メーターの交換業務については、郡上市指定給水装置工事業者のうち、指名願が提出されている市内業者で、地域ごとに指名競争入札を行っている。その他として浄配水池清掃業務でろ過池の清掃業務を行ったが、TO式という特殊なるろ過方式であるため、専門業者に清掃委託をしている。水質検査については、年度当初に指名競争入札を行い、単価契約をしているとの説明がありました。

変更認可申請書作成委託について、職員での対応はできないかとの質問があり、専門的な分野の職員をどれだけそろえるかという問題になってくる。仮に専門家を雇用したとしても、果たして人件費と事業量が見合うかとの問題もあるとの説明がありました。

検針委託員について質問があり、現在27人で検針を行っている。町村合併時に各地域でお願いしていた方が引き続き検針をしており、補充については公募をしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第134号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

水道部長及び水道会計課長から、資料により説明を受けました。

歳入決算額は30億6,770万1,971円、歳出決算額は30億4,122万35円、歳入歳出差引額は2,648万1,936円、繰越明許費繰越額は351万4,000円、実質収支額は2,296万7,936円となっております。

委員から、美並地域の6戸の個別排水処理施設の設置予定と委託料のうち、水質検査委託料金の抑制について質問があり、水質検査については、指名競争入札により業者決定をしている

ため以前より安価で業務ができている。しかし、法律で定められている検査項目に加え、郡上市は、処理施設が多いため費用が多額となる。また、個別排水処理事業については、個人申請のため本人からの申請書により対応しているのが現状であるとの説明がありました。

長良川鉄道横断工事で延長51メートル、事業費1,211万1,000円とあるが、延長51メートルの事業箇所について質問があり、鉄道敷地に係るマンホール間の工事を長良川鉄道に委託したもので、3ヵ所の合計延長が51メートルあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第139号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について。

建設部長から、資料により説明を受けました。

歳入決算額は6,324万8,644円、歳出決算額は6,309万7,842円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに15万802円となっております。

委員から、現在8区画の分譲宅地が残っているが、問い合わせはあるかとの質問があり、今のところありませんが、今年度は市内へのPRとともに、高山市方面へチラシの新聞折り込みをし、努力しているとの説明がありました。

市内企業の社員向け住宅として活用する方法について質問があり、今後、市内企業へのPRも行っていくとの説明がありました。

団地内の道路除雪に関する要望があり、除雪については市全体の除雪実施箇所とのバランスもあり、検討課題とするとの説明がありました。

分譲住宅の販売促進のため、宅地建物取引業者に販売業務を依頼してはどうかとの質問があり、仲介手数料が必要になることなど、いろいろと調査をしながら実施に向けて検討するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第152号 平成21年度郡上市水道事業会計決算認定について。

水道部長及び水道会計課長から、資料により説明を受けました。

収益的収入決算額は、税込みで2億9,513万9,863円、収益的支出決算額は2億6,869万460円で、資本的収入決算額は7,409万7,345円、資本的支出決算額は1億1,072万2,571円となっております。

委員から、未収金回収に向けた努力について質問があり、水道使用料3期分（6ヵ月分）が未納となると、給水停止予告通知書を発行し、通知している。それでも未納の場合は、給水停止の処置を行っている。また、多額滞納者については、分納誓約書によって未収金の回収に努

めているとの説明がありました。

滞納者のうち、高齢者の対応について質問があり、高齢者に対しては給水停止措置を行ったことはないが、給水停止予告通知者に高齢者もいる。家庭事情を配慮しながら給水停止措置を行っているとの説明がありました。

監査委員の指摘に対する解決に向けた経営努力について質問があり、白鳥地域については継続率の問題もあるが、減価償却費と起債償還利子が大きいことが主な要因として上げられる。これらの費用の推移で、平成19年度の試算ではあるが、減価償却費と起債償還利子が減少する平成35年度ごろに採算ラインがある。また、八幡地域については、起債償還が小さいため現在は黒字経営となっているが、今後大規模改修が必要となったときは赤字になることも考えられる。さらに、平成18年度に国庫補助制度の見直しが行われ、簡易水道を平成28年度には上水道に経営統合をしなければ補助事業を受けることができなくなった。これにより、簡易水道の減価償却等も計上されてくるため、統合計画に関連して、今後の見通しを進めているところであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 武藤忠樹。

○議長（池田喜八郎君） 続きまして、文教民生常任委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） それでは、文教民生常任委員会に審査を付託されました決算認定関係7件について、その経過と結果について報告をします。

議案第131号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は49億1,616万3,796円、歳出決算額は47億5,247万8,572円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億6,368万5,224円となっております。

委員から、出産育児一時金の不用額が多い理由について質問があり、前年度の実績の65件をもとに予算計上していたが、平成21年度の実績は48件しかなかったためであるとの説明がありました。

委員から、特定健康診査等事業の特定健診を受けた結果で、医師の治療を受けた方はどの程度あるのかとの質問があり、健診を受けた4,194人の方のすべてが保健師の指導を受け、そのうち、588人が特定保健指導の対象者であった。その588人のうち、医療機関で受診された方は

51%であるとの説明がありました。

委員から、全国的にも国保財政が厳しいのはわかるが、医療費の推移と保険税の未納者の実態についてはどうかとの質問があり、医療費は、平成16年度には約27億円であったが、平成21年度では約30億6,000万円と大きく増加した。これは医療の高度化や医療機関等の環境整備が充実したことが要因と考えている。保険税の未納者の実態は、100万円以上を滞納している方が83名あり、差し押さえや分納誓約を行っているが、未納者の多くの方が生活困窮者であるため、納付が困難な状況であるとの説明がありました。

直営診療施設勘定。

健康福祉部長及び郡上市地域医療センター事務長から、国民健康保険特別会計のうち、直営診療施設勘定の歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は4億2,733万82円、歳出決算額は4億1,650万8,631円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,082万1,451円となっております。

委員から、医療用機械器具費の中の高鷲診療所と和良診療所の主な事業報告は同じであるが、金額は約5倍も違う理由について質問があり、レセプトコンピューターの台数が、高鷲診療所は1台、和良診療所は4台である。そのほかに和良診療所ではCTやエックス線、内視鏡等の機械器具の保守・リース料が含まれているためであるとの説明がありました。

委員から、医療用廃棄物処理費はどこで計上しているのかとの質問があり、委託料の中に含まれているとの説明がありました。

委員から、医療過失に対する保険はあるのかとの質問があり、直営診療施設勘定の中で保険料を支払っており、その保険で対応することとしているとの説明がありました。

委員から、郡上市民病院の説明では、和良診療所の会計へ特定健診医師派遣の委託料を支払っているとの説明であったが、その委託料はどれなのかとの質問があり、外来収入の諸検査等収入に含まれているとの説明があったが、委員から、この決算書では内容がわかりにくいので、今後は委託料などの大きな金額等については、わかりやすい決算書をつくっていただきたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第132号 平成21年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は1,121万5,168円、歳出決算額は1,093万8,244円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに27万6,924円となっております。

委員から、今後この特別会計はどうなるのかとの質問があり、平成22年度で老人保健特別会

計をなくし、平成23年度からは一般会計で処理する予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第135号 平成21年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から、介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は33億5,742万9,449円、歳出決算額は33億2,287万6,813円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに3,455万2,636円となっております。

委員から、主治医意見書と訪問調査を経てから認定審査会で最終審査を行うが、認定審査会は定期的に行われるのかという質問があり、年度当初に年間スケジュールを組み、お盆と年末年始を除き、毎週火曜日と木曜日に開催しているとの説明がありました。

委員から、認定調査等費の中で、主治医意見書作成件数と訪問調査件数の差異について質問があり、年度またぎなどで主治医の意見書作成は済んでいるが、訪問調査はまだ済んでいないとか、申請途中で本人の状態変化により取り下げなどがあるため、件数の違いは出てくるとの説明がありました。

委員から、認定審査委員の構成について質問があり、医師19名、歯科医師8名、薬剤師4名、介護施設・福祉職員9名の計40名であるとの説明がありました。

委員から、介護保険料の滞納者は、いずれも普通徴収の方で、わずかな年金から天引きされる特別徴収の方とでは不公平感が生じると思う。未収納についてはどう考えているのかという質問があり、大きな課題としてとらえており、年2回収納強化期間を設け、担当職員だけでなく、包括支援センターの職員も動員して滞納整理に努めている。一定期間未納が続くと、自己負担額が1割負担から3割負担になるといったペナルティーはあるが、社会保障制度を守るためにも制度を理解していただくよう取り組んでいくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第136号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び郡上偕楽園長、国保白鳥病院事務局長、郡上市地域医療センター事務局長から、介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を受けました。

歳入決算額は6億9,348万3,696円、歳出決算額は6億7,990万1,987円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,358万1,709円となっております。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第140号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について。

教育次長から、青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は1,394万8,142円、歳出決算額は516万2,515円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに878万5,627円となっております。

就学貸付金の不用額が800万円となった理由としては、昨年の経済状況悪化に伴い、就学資金のための一時金貸付を求める家庭が多く出ることを想定し、1件当たり50万円で計20件の1,000万円にて予算を承認していただいたが、一時金貸付を行った件数は4件であったため、16件分の800万円が不用額になったとの説明を受けました。

委員から、申請を行ったが貸し付けを認められなかったのは何件であるかとの質問があり、申請を受け付けた分は、すべて審査が通り貸し付けを行ったが、事前に電話で問い合わせをしてきた方で、要保護者該当基準所得の1.5倍までの家庭が対象であるとの説明をしたら、二、三件の方は申請をされなかったとの説明がありました。

また、今後の奨学貸付の枠や、あり方について質問があり、今の原資からすれば、ある程度の枠で制限しなければならないので、基準を要保護者該当基準所得の1.5倍までとしている。ただ、今後は償還額がふえてくるので、貸付基準を緩めるなどの検討をして、幅広くこの奨学貸付を利用していただける方向にしなければならないと思うとの説明がありました。

委員から、この奨学貸付を受けるに当たり、他の奨学貸付との併用は認めているのかとの質問があり、他の奨学貸付との併用の禁止は設けていないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第142号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。

歳入決算額は5億199万8,330円、歳出決算額は4億9,454万1,594円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに745万6,736円となっております。

保険料の収納率については、被保険者の7割を超える方が特別徴収であり、これは100%である。残る2割強の方が普通徴収であるが、平成20年度は97.54%、平成21年度では98.03%と、少し改善を見ている。今後とも、収納率が上がるように努力したいとの説明がありました。

委員から、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金2,114万9,627円の根拠と事務内容について質問があり、均等割が10%、人口割分と被保険者割分がそれぞれ45%である。事務内容としては、医療給付や被保険者証の発行を行っているとの説明がありました。

委員から、後期高齢者医療広域連合へ郡上市から職員を何名派遣しているのかとの質問があり、現在は派遣をしていないが、平成20年度まで1名を派遣していたこと、平成23年度からは1名を派遣する予定であること、派遣期間は2年間で、42市町村のローテーションであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第153号 平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定について。

郡上市市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、郡上市病院事業等会計決算について説明を受けました。

両病院の合計収益的収入決算額は、税込みで37億354万5,187円、収益的支出決算額は38億5,836万5,988円で、資本的収入決算額は9,939万9,618円、資本的支出決算額は2億8,645万1,488円となっております。

他会計補助金と他会計負担金で、昨年度と比較して大きく差が出ているのは、総務省の定める基準及び郡上市市民病院と国保白鳥病院の会計科目の差異をなくすため、組み替えを行ったためである。また、一時借入金の指摘の件は、「地方公営企業法第29条」にのっとって行っているが、借り入れの方法として、今までは市内の金融機関から見積もりをいただき、利率の低い金融機関で一時借り入れを行っていた。しかし、この方法では利息が若干膨らむということから、昨年11月末より、市の指定金融機関の当座貸越契約に変更して、支払利息の軽減に努めているとの説明を受けました。

委員から、新型インフルエンザ予防ワクチンの余剰により、廃棄処分とはならなかったのかとの質問があり、両病院とも予約に応じて注文をしているので、廃棄処分はなかったとの説明を受けました。

委員から、両病院とも借地料を毎年払い続けるより、土地を買った方が、総合的に判断すると安いのではないかとの質問があり、今までに地権者に対して買い取りの申し出を行ったが、地権者には売却の意思はなかった。今後、地権者から売却の話があり、病院経営にとってよければ、購入検討をしたいとの説明がありました。

委員から、郡上市市民病院の委託料の中の特定健診医師派遣委託について質問があり、郡上市市民病院は、八幡地域の特定健診を担当しており、院外で行う健診は、和良診療所から医師を派遣していただいている。この経費として1回3万5,000円を和良診療所へ支払っているとの説明がありました。

委員から、経営改善において今一番努力していることは何かとの質問があり、郡上市市民病院は、公立病院改革プランに基づき数値目標を定め、経費の削減や収入確保に努めている。また、多くの市民に気軽に来院していただける雰囲気づくりに取り組んでおり、一例としては、毎朝、看護師長が総合受付に立ち、来院者の案内や相談などを行っている。国保白鳥病院も改革プランに基づき経営改善に取り組み、かつ魅力ある病院づくりにも取り組んでいる。そのあらわれとして、「頼れる病院ランキング」という週刊誌の企画で、県内で18位に選ばれたとの説明がありました。

委員から、将来の病院経営に向けて、来院される方の地域別の把握や、どの診療科が重要となるかなどのデータはとっているのかとの質問があり、地域別などの一連の情報については把握している。診療科目別の売り上げ等のデータも毎月とっており、医師にも報告している。その中でも、今後の高齢化社会のことを考えると、内科医の充実が一番重要と考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

総括としまして、事業概要等の内容がわかりにくいため、主な事業の金額や内容、数量等はしっかりと明記して、わかりやすい決算書や実績報告書の作成をお願いしたいとの意見がありました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 森藤雅毅。

○議長（池田喜八郎君） それでは、委員長報告が終わりましたので、各議案ごとにそれぞれ質疑、採決を行います。

議案第131号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今、報告があったわけですが、上の国民健康保険特別会計の方ですが、大ざっぱにちょっとお聞きしますが、一つは予防医学といいますか、予防についての取り組みが前進したかどうか、この点についての報告もないようですので、私が見限りは、なかなかそのようにとらまえることができませんでしたので、そういった点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 予防医学と申しますと、予防事業でいいですか。医学というのは私の見解ではなかなかあれですので。

国保の関係でといいますか、一般的な高齢者を含めて、高齢者以外の方でもそうでありますけれども、いわゆる健康づくりというようなことで、そのことが予防につながって、医療費の削減につながるというようなこともよく言われております。この予防事業につきましては、国保でもそうでございますし、ほかの事業、介護保険の中でも、包括支援センターの中でも予防事業はございますので、高齢福祉課としては、この国保会計だけということではなくて、高齢者については包括支援センターの方で予防関係の事業をさせていただいております。金額という

よりも、むしろ住民の方に健康づくりとか、健康教室等に参加していただけるような体制づくりということで、以前は、1カ所に集めて何かとやるというような考え方でやっておりましたが、21年度につきましては、できるだけ近いところに集まっていただいてそのことをやるということで、広く事業展開をするようにしております。それから、職員の方も保健師等々を中心に、それぞれのところに出向いていただき、また保健師だけでは足りない分につきましては、他の事業所の専門医にもその事業にかかわっていただきまして、そういうものを展開しておるということでございます。

なかなか数値的には、そのことをやったから医療費がすぐに下がったとかどうかということ、なかなかすぐ単年度では出るものではございませんけれども、後ほどの会計の方ではございますけれども、実質、その事業に参加した方々が、九十何名から130名ぐらいにふえたというようなこともございます。そんなような形で予防事業の方も積極的にしておりますし、また、各地域から予防教室みたいな形で要請があれば、我々の方で職員が飛んで行って、そこで事業を展開するということをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） ここにも、例えば保健指導の対象者が588人と、そのうち受診された方は51%、これを高く見るか、低く見るかはわかりませんが、僕の実感で言うと、受けたけどやめておくはという人が結構あるものですから、51%はかなり高いのかなという感じはしておるんです。それ以外の指標になるものもいろいろあるんじゃないかと思えます、毎年聞いておりますが。そういうやつなんかも調べながら、今言われたような、できるだけ個別の、あるいは訪問して何とかというようなことも、指導相談ですか、あるようですので、そういったことは非常に大事ですが、そういう中で、やっぱり全体として上がっていくと、予防事業への参加率が上がるようなことをぜひ努力してほしいと思えますが、私、これをずっと見ておっても、なかなかやっぱりリーフレットが、予算がちょっとふえておるといようなこととか、そういうようなことで、なかなかそういう努力がつかめなんなんですけれども、ぜひ、そういった点の要望をしておきたいと思えます。

○議長（池田喜八郎君） 要望ですね。

○4番（野田龍雄君） それはですね。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 先ほどの野田議員さんからお話がありましたものにつきましては、特定健診の中で健診を受けられた方、なかなかまだ本当は80%、90%に上がっていけばいいわけでありまして、その中で受けられた方につきましては、保健師がすべて指導をさ

せていただき、その中で、いわゆる医療機関にかかった方がいいよというような指導が588人あったということでもあります。

その中で実際に医療機関にかかられたというのは、特定健診では51%でありますけれども、そういう指導がなくても、何らかの病気がある方は医療機関にかかっておりますので、50%の半分しか医療機関に行っておらんよということではないと思っておりますが、その数字はちょっとなかなかつかめんですから、個人的に病院にかかっておる数字というのは、ですから、実際的にはもっと自分自身の健康のことでもありますから、かかってみえるんではないかということも思っております。

なお、今言われましたように、大変予防とか健康教室とか健康相談というのは大事な事業でありますので、今後ともまたそれぞれの部署で研究しながら努力していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 私、今回のこの決算は、それなりに市としては努力されてね、そういう今お聞きしたような成果も感じられるんですけども、やはり一般質問でもお願いしましたように、市の保険料はかなり平均額が高いというようなことや、それから実際には、明確にはつかめませんが、受診の抑制も行われておると。これは市の責任よりも、やはり国の責任ですね、そういうことが非常に大きいんやろうと思います。国保税が高くなったのも、これは国の補助金等が減らされてきておるということが大きくなっておりますし、今後ますますどうもそういう傾向にあるという動きが見られます。今度の広域化なんかの中でも、ますます地域、地方へ負担を押し寄せるというようなことが感じられますので、そういった点で、やっぱりしっかりその問題をとらえていかなければならないというように思っております。

例えば、国保法の44条なんかに示される、本当に低所得の方が困ったときに減免措置を講じてもらおうと。これが全国ではなんか45%だったかな、ぐらいの自治体がやっていないと。半分ほどの自治体がやっていないわけですし、しかもその内容は、普通、いわゆる仕事がなくなったとか、病気とかいうようなことだけであって、恒常的な低所得で生活が苦しい方にはなかなか適用されないというようなことも聞いております。ぜひとも私はそういった制度を最大限利用しながら、しかし、その中でも各地でそれぞれのできることは努力されておる自治体もあります。そういった意味で、保険税が高いということ、それを軽減するようなためには、やっ

ぱり一般財源の投入も考えんならんと。そうすると、市の財政も大変だとか、いろんな意見があると思いますけれども、本当に命は大事でございますので、そういった点で本当に真剣な取り組みをしてほしいという願いを持ちまして、そういった点で、そういったことが十分なされていないという認識に立って、この決算に反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（池田喜八郎君） それでは、討論を終結し、採決をいたします。

委員長報告は、原案を認定するものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） それでは、賛成多数により、議案第131号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第132号 平成21年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第133号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第133号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第134号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第135号 平成21年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) この介護保険事業につきましても、反対の立場から御意見を申し上げます。

この介護保険につきましては、ことしも一般質問でお聞きしましたし、施設に入りたくても入れない人のためにそれなりの努力をされておると、民間も含めてというお話もお聞きしましたが、介護保険料をずうっと払っておるんだけど、10年になります、いざ自分が入ろうと思うと、今なかなか入れない。あるいは利用できない。利用料も自分にとっては重いというような声を聞いておりますし、それについて具体的にこういう施策があるというようなことがあれば、ぜひ意見もお聞きしたいんですけども、今のところは一定の中で行われており、郡上市が努力しておるのは、保険料をそんなに上げていないというようなことがよく言われますけれども、この介護保険、今後一層そういう対象者もふえる中でそれにこたえていけるかどうか。しかも、これについても国も検討をしておるということを聞いております。

その検討がよくなっていくようにやはり求めていかなければならないというように思いますが、郡上市もこの介護保険事業を多くの業者の方と協働して進めておるわけでございますけれども、事業者の方、あるいは介護従事者の方も非常に待遇がよくないといえますか、厳しいというような言わざるを得ないという状況だと思います。これについても、改善のための施策が少しとられましたけれども、十分ではないというふうに私は思っていますし、もっと一層そういう努力が必要であるといった意味から、この介護保険についてもこのままよしということはいけません。ぜひとも改良をしていただきたいという思いを込めて、反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 議案に賛成の討論はありますか。

（発言する者なり）

○議長（池田喜八郎君） それではないので、討論を終結し、採決をいたします。

委員長報告は、原案を認定するものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数であります。よって、議案第135号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第136号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論をなしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第136号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第137号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第138号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第138号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第139号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第140号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑に入ります。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 私、思い違いかもしれませんが、ここの基金を見ますと、ここには一千少しということが出ております。たしか21年度予算で2,000万入れて、その後、それが使われたんかもしれませんわね。その辺がちょっと僕はわかりませんので、この残高が、間違っておることはないと思ったんやけれども、ちょっとお聞きをしたいと思います。

そして、ここでも出ておりますように、昨年と同じことをお聞きし、ここにあるような答弁、今後受ける人が少なかったために、それは何でかということ、所得の条件が満たしていなかったということで、それについては今後緩めるとするということの書き方がしてあって、その必要性といえますか、そういうことも考えていきたいという御意見だと思いますが、この辺について明確な、これは思うなのか、こうしていく方針なのか、そして、しかもその場合には、今後行く行くそういっていくと、今の原資が足らなくなって、補充も考えていかないかというの思いますが、そういった点で御質問を申し上げます。

○議長(池田喜八郎君) 常平教育次長。

○教育次長(常平 毅君) 奨学資金の基金残高でございますが、21年度末残高で1,067万1,410円でございます。今回、野田議員御指摘のように、50万円という一時資金の借入れが4件ということで、昨年に比べて1件減少してございます。

この制度につきましては、PRにつきましては広報、ケーブルテレビ等で行っておりますし、各高等学校に対して、そういった制度の周知もさせていただいております。さらに郡上市内の高等学校におきましては、担当が出向きまして、この制度の内容等の説明をさせていただいております。そういう中で、結果としてはこういう人数に終わっているというところでございます。

先ほど所得制限等の御質問がございましたが、これから償還される方が多くなってまいりまして、それにあわせて所得制限というのを見直していきたいというところがございますが、所得制限ということじゃなくて、もう一つは、学に強い意欲を持っておみえの方等に対してもやはり門戸を広げていく必要があるのではないかとということも含めまして、今後検討をさせていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 今、所得制限でなしに、学に強い要求というか、それはどういう意味かちょっと。

○議長(池田喜八郎君) 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 所得制限というのは当然設けていく必要があると思います。それに加え、勉学に励む意欲のある方、そういう方につきましても検討に含めていきたいということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） そういうことだと、そのことはわかります。今のことはわかりますが、所得、生活保護基準の1.5倍ということについては、ここで言われるような緩めるということについては、そういう方向は検討するというところで受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 現在、御承知のように高校の無償化等も行われてございます。子ども手当等も支給されてございます。そういったことも総合的に検討の中に含めながら、検討を進めていきたいということでございますので、これが、すぐ1.5が1.4になるとか、1.3になるとかということではございません。そういったものを総合的に含めて検討をさせていただきたいということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 細かいことを言うようですが、やっぱり大事なことです。今のお話では1.4とか3というのは余計基準を下げることになりますので、逆の意味ですね。ちょっと確認しておきます。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 失礼いたしました。逆の意味でございます。緩めるということは1.5を超しまして1.6、7ということでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

それではここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時を予定いたします。

(午前 11時57分)

○議長（池田喜八郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

○議長（池田喜八郎君） 議案第141号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第142号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第143号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第144号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第145号の牛道財産区ですが、先ほどの委員長報告でちょっと字句の訂正がありますので、上田委員長より訂正を願います。

11番 上田謙市君。

○11番(上田謙市君) ただいま議長が申されましたように、先ほど委員長報告いたしました議案第145号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についての報告の中で、理事者の答弁につき訂正をしてほしいという申し入れがありましたので、時間がないうち口頭ではございますが、訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

報告書の8ページをごらんいただきたいと思います。

1行目から2行目にかけてですが、平成22年度からは振興事務所で施業時期を把握していると、この言い切りの表現でありますけれども、「把握している」を「把握に努めている」に訂正していただきたいと思います。

また次の樹種についてというところではありますが、混合林で5,600本、「422立米」となっておりますけれども、これは「4,221立米」に訂正をお願いいたします。

また1立米当たりの単価でございますが、報告書では「3万7,571円」となっておりますけれども、「3,756円」に訂正をお願いいたします。

ちょっと段が下がりまして、7行目の後半でありますけれども、予算どおりの申請をしたが、申請より国の補助が少なかった。この「国」というのを、「森林総合研究所」に訂正をしていただきたいとのことでありますので、よろしく願いをいたします。

おわびをして、訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） ただいま委員長より訂正がございましたので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、議案第145号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第146号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第147号につきましても訂正がございますので、訂正をお願いします。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） たびたび恐れ入ります。

報告書の9ページをごらんいただきたいと思います。

中段に福井県森林総合研究所、あるいは岐阜県森林総合研究所という関係機関の名称が出てまいります、そのあたりの名称を、正確を期して次のように訂正をさせていただきたいという申し入れでございます。お願いいたします。

福井県森林総合研究所といいますのは、正確には森林総合研究所森林農地センターの近畿北陸整備局にある福井水源林整備事務所であり、岐阜県森林総合研究所というのは、中部整備局

にある岐阜水源林整備事務所でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、委員長の報告のとおり訂正をお願いいたします。

それでは、議案第147号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第148号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第149号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第150号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、議案第150号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第151号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 質疑をなしと認め、討論を行います。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) ただいまの議案第151号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、この件につきましては、所管の委員長報告がございまして、賛成多数というような報告でございます。

その中で、特に繰出金487万円についてであります。本金額については一般会計へ繰り出すということでございまして、その金額を一般会計で受け入れまして、先ほど来議決のありました一般会計の決算認定におきましては、諸般の監査委員さんの意見等を踏まえまして、総合的な意見から賛同したわけでありまして、特別会計につきましては、もちろん従来、この財産区のありようにつきましては種々論議がございまして、執行部におかれましては、あるいは監査委員におかれましては、鋭意公平性の観点、あるいは法令遵守の観点からいろいろ御指導がございまして、一部適切な処理にかえられたという側面が当然でございます。この辺につきましては評価をするものであります。ただ1点、今回、支出として意見を付して一般会計へ回すということの中で、その事業の中に2カ所の神社に対する改修費と申しますか、補修費と申しますか、そういう計上が2件ございまして、この件について、もちろん監査委員さんの御意見もお聞きして、なおかつ執行部としては、ここに記載されておりますように、委員長報告にありますように、神社に補助したわけではないという趣旨のもとで許容の範囲と、こういう判

断をされておるわけでありますが、ちなみに、そうした政教分離と申しますか、憲法20条、あるいは地方自治法に対する支出項目に適否かどうかという、非常にこれはデリケートな問題がありました、その件につきまして反対ということでございますが、監査委員さんの御意見、あるいは現在の執行部の判断の御意見の中に、いわゆる津地鎮祭裁判、最高裁の判例でございますが、これに基づく状況判断があったのではないかというふうに、これは推定をさせていただいておりますが、目的効果による原則に基づいてそうした場合には判断をするという、これは昭和52年の津における地鎮祭裁判の最高裁の判例でございます。これは目的効果ということを原則とすると。公共の目的であり、なおかつ宗教関係等については圧迫する、差別する、そういうことではないという効果についての限定された判例ということで、大体のそういう判断がされてきた経緯があるわけですが、それがことしの1月、新しく砂川政教分離訴訟最高裁判決というものが出されておりました、これはその原則を変更しておるわけですね。津の地鎮祭判決をちょっと修正する最高裁判決があったと。これはもう少し実態に即して言われておるんですが、相当な限度というものを超えるか否かということを原則にしながら判断するという、新しい判例を示したわけでございます。

それに基づきますと、今言いました砂川政教分離訴訟判決はことしの1月20日に判決がされて、やはり同じく二つの神社に関する判決でございますが、一つの神社に対しては合憲、一つの神社に対しては違憲と、相反する結論がそこに含まれておるわけでありますが、違憲につきましては、やはり町内会を趣旨とする神社の使用について、公有地の使用について、長きにわたる是正がなされず、無償譲渡を放置したということ。これは、あくまでも相手は、我々という自治会、判決でいう町内会、そういう町内会ということに対する措置でございますが、それについては違憲を判決しておるわけであります。

一方の方の措置はどうであるかという、同じく自治会のことであるけれども、その自治会というものが地縁団体を組織し、その認定を受けて、その団体が無償譲渡契約に基づいて契約しておる内容だと。その神社に関する内容であります、やや性質は同じくするんですが、その違い。その違いから、地縁団体をつくって無償供与、ただで貸すという、その措置については合憲判決がされております。

そういうことを一応私なりに精査するわけではございませんが、ちょっとその判決の後に砂川政教分離訴訟最高裁判決についての弁護団声明というのが添付をされております。

弁護団声明の中で明らかにしておるのは、要するに、今までの判例が修正された。いわゆる従来の目的効果基準というものが是正をされて、相当な限度論を持ち出して違憲判決があったというふうに判断されておりました、地方自治法は、今後神社と町内会や自治体との結びつきを習俗的なものとして癒着をするということを放置することは許されないというような趣旨

の弁護団声明を出しておりました、そういう点からいいますと、やはり今回の場合でもそうありますが、本来神社というのは氏子集団が所有し、それを管理し、それに従って運用するという原則があるわけでありますから、それに対する財政支援だとか、便宜協力だとかいうことについてはかなり厳密に判例が新たにされたという事実がございまして、そうした判例がある以上は、今回のこの事例につきましては厳密に言えば、やはりいろいろ言われるけれども、神社本体の修繕ではないか、修復ではないかという疑念というものがある以上は、この点については速やかに許容するというふうには判断しないというのが見解でありますので、この点については不同意ということで、反対ということで討論として意見を申し述べます。以上です。

○議長（池田喜八郎君） 原案に賛成の諸君の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） 原案に賛成の立場から意見を申し上げます。

この件に関しましては、確かに神社ということもありながらも、地域のコミュニケーション、自治会ということも踏まえ、また一方では文化財の保護ということ、そういった面で地域の伝統、歴史的なものを守るということを踏まえて、判例は判例といたしましても、今回のことに関しては、和良地区住民の総意ということでこういう結果になったということ踏まえたときには、賛成ということで認めたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） そのほか討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） 賛成多数によって、議案第151号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第152号 平成21年度郡上市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 水道については、有収率のこととか、それから今回指摘されたような今後の修理、あるいは改善計画等が必要だというようなことの中で、今後考えていく必要があるというのがこの委員長報告になされておりますけれども、私、今後のことで、例えば、白鳥町

の場合には、かなりそういう地方債がたくさんあって、それが多いために会計に影響しておるといふようなことや、それからの八幡町もいずれ改修をしなければならないといふようなことがありますので、今後検討をしていくといふことは非常に大事だといふふうに私は思っておりますが、当面、今あちこちでいろいろやられておりますけれども、そういう中で、私はだんだん有収率も向上していっておるんじゃないかといふふうに思っておったんです。ところが、なかなか今後を見ると大変だといふようなことでしたので、そういった点の見通しが今ここに書いてあるような、ちょっと探しておいて出てこんもんで申しわけありませんが、さっき読ませていただいたような形での今後の方向性、これについて御質問をしたいと思っておりますので、ひとつお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） 木下水道部長。

○水道部長（木下好弘君） 御質問の趣旨につきましては、有収率の動きについてどうかといふことと、それから今後の、まあ委員長報告を読まれてといふことでございますので、簡水統合といふようなことを踏まえての経営はどうなっていくかといふようなことかと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と4番議員の声あり）

○水道部長（木下好弘君） そうしましたら、まず有収率の件でございますが、これにつきましては、まず八幡上水が、下水に伴いまして管路の布設がえを7割ぐらいはやっておるという中で、有収率がなかなか上がってこんといふことで御指摘を受けておるわけでございますが、これにつきましては、今年度特にでございますけれども、昨年末あたりから今年度にかけて、予算でも出てまいりましたように、3月のきめ細か事業で、まず下水の整備エリアであったところで、下水の本管布設にならんといふようなところが一部ございまして、そういうところの老朽化の布設がえを現在実施いたしておるというところでございます。

有収率につきましては、漏水ということになります。給水管の老朽化といふようなこともございまして、まだ一部鉛管等があるという中で、今年度の事業の中でも給水管の布設がえ等もさせておっていただくといふふうなことでございます。現状といたしまして、21年決算での有収率はさほど上がってきておりませんが、年間を通じた有収率ということになります。その点は今後の推移を見ていきたいといふようなこともございまして、漏水を修繕いたしますと、全体的にまた管圧が上がってくるということから、次の脆弱なところでまた漏水が発生するといふような、ちょっとイタチごっこのようなところもございまして、この辺は漏水調査をあわせまして対応をとっていきたいといふようなことでございますので、お願いをいたします。

それから、簡水の、これは国庫補助制度の見直しによりまして、今後簡水事業等の、簡水施

設等の老朽更新等の前に、経営統合をしないと補助をせんというようなところから、郡上市といたしましては、統合計画を策定いたしておりますが、この委員長報告にもございますように、現在、具体的な統合調査事業を進めておるところとでございますので、そうした中で今後の老朽施設、脆弱施設等の改良に係る経費等をとらえながら、なおかつ維持管理費等をとらえながら、この経営計画の見通しについて策定をしまいたいというような、現状といたしましてはそういうところでございますので、お願いいたします。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） すみません。質問がはっきりしておらんもんで申しわけなかったですが、お聞きするとイタチごっこと言われましたけど、ある程度はよくなるんだけど、今後のこともあるので、またいろんな課題が出てくるというようなことをお聞きしたんですけども、これ、18年度に国庫補助制度の見直しが行われ、簡易水道、平成28年度に統合しなければ、これについては詳しいことは僕は知りませんでしたもので、ここでお聞きして、そういうことになっていくのかなど。それをしなければ補助事業を受けることをできなくなるというようなことで、その見通しを今後立てていくというようなことを考えてみえるということのように思っ理解をいたしました。

それで、基本的には今のこういう形で進めるしかないのかなということは思っておるんですけども、ここにもちょっとありましたように、いろいろ水道に関しては、下水道の関係もありまして、周りからはちょいちょい聞くんです、郡上の水道は高いんじゃないかとか。何とか少しでも皆さんが安心して使えるようにするに、できたらそういう効率化を考えて、料金も安くできると一番いいと思うんですが、今のこの見通しを聞く限りはなかなか大変だと。この中には、例えば給水停止予告通知者の高齢者なんて書いてあってね、やっぱり僕も心配をしておる中で、一つの指標として、こういうことがサインとしてとらえることができますので、そういう点に気をつけていく必要があるというふうに思うんですが、現実には、今こうやって進めながらもこういう方があり、またそれにも通告をしておるんやというようなことをお聞きしますとね、やっぱり何とか努力をして、水道の事業がそういう人たちにとっても、本当に、いわゆるライフラインといいますか、そういうものの恩恵に浴すことができるようにしておかないかんし、低所得者層は結構見えることですので、こういう事業の中でも努力をして効率をよくし、負担をあまり上げないでもいいように進める必要があるなということを思いましたので、ちょっと質問をさせていただきました。

○議長（池田喜八郎君） 要望でよろしいですか。

(「はい」と4番議員の声あり)

○議長（池田喜八郎君） それでは要望ということで。

それでは質疑を終結し、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第152号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第153号 平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第153号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎議案第162号について（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程30、議案第162号 過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会、過疎・辺地総合対策特別委員会に審査を付託してあります。

各委員長より審査の経過と結果について報告をいただき、質疑・採決をしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。それでは、総務常任委員長から報告を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託されました議案第162号についての審査を行い

ましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告させていただきます。

議案第162号 過疎地域自立促進計画の策定について。

市長公室長、企画課長から過疎地域自立促進計画について説明を受けました。

委員から、病院までの交通手段について質問があり、今度の交通体系の中で病院にとまるように計画していきたいとの説明がありました。

また、廃棄物についての問題が上がっているが、和良や明宝は分別が悪いのかとの質問があり、財源確保のため、新市建設計画と整合性をとりながら、一般論として上げているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 続きます。過疎・辺地総合対策特別委員会委員長、15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 過疎・辺地総合対策特別委員会の報告を申し上げます。

9月10日開催の平成22年第6回郡上市議会定例会において付託されました議案第162号について、9月30日に過疎・辺地総合対策特別委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

一つ、条例議案。

議案第162号 過疎地域自立促進計画の策定について。

副市長、市長公室長及び企画課長から、過疎地域自立促進計画の策定について、基盤整備関係やソフト事業関係の全11章にわたる内容の説明を受けました。

今回の計画は、過疎地域自立促進特別措置法が改正され、平成22年度から平成27年度まで延長されたことを受けて、郡上市としても引き続き過疎法の適用を受けるため策定するものであること。また、時間がないことから、今後、毎年ローリングする中で事業を追加するなど計画変更の可能性があるとの説明されました。

委員からは、ソフト事業にもっと力を入れて、明宝や和良がどのようになっていくのかという地域振興ビジョンを示すことができないかとの要望が出ました。市としては、地域審議会や関係各部と協議し、今時点で盛り込むことのできるソフト事業を精いっぱい計上しましたが、まだまだ基本的には基盤を整備していかなければならないとの説明がありました。

里山資源有効活用事業として（仮称）めいほう里山もくもく市場について、明宝だけでやってよいのか、需要の見込みはあるのかという質問が出ましたが、最初はこの地域での実証

実験から初め、その調査・研究の成果を郡上市全域へ広げていくと説明がありました。また、現在、郡上市薪ストーブ普及・推進協議会を立ち上げて進められているので、これとの連携も考えていくと説明がありました。

郷土食による地域活性化事業では、和良の食に関することが弱いのではないかと質問がありました。現時点で事業としてやっていけそうなものをまず計画に上げており、まずはアユ関連に取り組み、その他、今後まとまれば追加していくと説明がありました。

地域おこし産業については、ビジネス的に小さなものであり、もう少しもうかるというものにできないかという質問が出ましたが、最初は小さなことから始めてそれを大きくしていくものであり、重要なことは、地域の人たちが主体的になって動いてもらうことであり、市としては、そのきっかけづくりを行っているという説明がありました。

鳥獣被害や人口減少は、明宝や和良のみでないという指摘がありました。過疎債という有利な制度の適用を受けられる当地域はこれを活用し、別の地域では別の予算で対応しながら、郡上市全体としてバランスのある施策をとっていきたいという説明がありました。

また、地域間での協議や交流事業、地域審議会の今後のあり方、また、公民館を中心とした地域振興などについて提案もありましたので、今後の施策に生かしていくように指摘をしました。

計画の内容については、今後、ローリングにより計画変更しながら、よりよいものにしてほしいと要望はありましたが、特段異議なく、全会一致で承認をされました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会過疎・辺地総合対策特別委員会委員長 清水敏夫。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

各委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第162号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎陳情第5号について（委員長報告・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程31、陳情第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書についてを総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、質疑・採決をしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。それでは、委員長より報告を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） 総務常任委員会に付託をされました陳情第5号の審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を御報告いたします。陳情第5号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書。

議会事務局から、岐阜県国家公務員関連労働組合共闘会議からの依頼文書及び意見書の参考例文について説明を受けました。

委員からは、内容に賛成できるところと、このままでは賛成しかねるところがあるという意見が多く出されました。

審査の結果、当委員会としては趣旨採択し、郡上市に合った内容にして意見書を提出することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年10月5日、郡上市議会議長 池田喜八郎様。郡上市議会総務常任委員会委員長 上田謙市。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は、原案を趣旨採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情第5号は趣旨採択することに決定をいたしました。

◎議発第10号について（採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程32、議発第10号 議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により、申し出がありました。

お諮りをいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎議発第11号について(委員会付託)

○議長(池田喜八郎君) 日程33、議発第11号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付しておりますとお申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎議報告第15号について

○議長(池田喜八郎君) 日程34、議報告第15号 中間報告について(産業建設常任委員会・議会だより編集特別委員会の視察研修報告)を議題といたします。

議会閉会中に開催されました産業建設常任委員会、議会だより編集特別委員会の各委員会の視察研修の結果について、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきたいと思えます。

それでは、ここで日程の追加をしたいと思います。

日程35、議案第164号 訴訟上の和解についてから、日程39、議発第12号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書についてまでの5件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池田喜八郎君) 異議なしと認め、日程に追加し、追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第164号について(提案説明・質疑・採決)

○議長（池田喜八郎君） 日程35、議案第164号 訴訟上の和解についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 議案第164号 訴訟上の和解について。

岐阜菌床シイタケ農業協同組合への林業共同利用施設資金融資に係る損失補償に対する岐阜地方裁判所平成21年（ワ）第824号求償金請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成22年10月5日提出。郡上市長 日置敏明。

下記にありますように、事件名につきましては、ただいま申し上げました岐阜地方裁判所平成21年（ワ）第824号求償金請求事件でございます。

郡上市議会の議決を経て、昨年に訴えを起こしておるものでございます。

当事者、原告、岐阜県郡上市八幡町島谷228番地、郡上市代表者は郡上市長でございます。

被告が2名ございます。岐阜県岐阜市高森町3丁目29番地、小野正宏。栃木県足利市堀込町2546番地7、田中雄二でございます。

この郡上市から訴えを起こしました事件につきまして、被告の資力調査、また裁判官からの和解の勧告がございまして、これまでの経緯の中で、双方の意向として和解金をこの被告2名が原告に対して現金でお支払いをされると。10月18日の今予定がされてございますが、その期日をもって和解条項を結ぶということでございます。

この要旨につきましては、3にあります、被告らは、原告に対し、本件和解金として、それぞれ金150万円の支払い義務のあることを認め、和解席上においてそれぞれ現金をもって原告に支払い、原告はこれを受領する。

2. 原告と被告らは、本和解条項に定める他に何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

3. 原告はその余の請求を放棄する。

4. 訴訟費用は各自の負担とするということでございます。

先ほども申し上げましたが、和解の理由といたしましては、本事件については、岐阜地方裁判所から和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものであるということでございます。

若干の経過等の御説明を申し上げたいと思います。

本件につきましては、もともとは平成8年岐阜菌床シイタケの農業協同組合の設立に始まることでございます。旧和良村におきまして、シイタケのほだ木の生産を始めるということで、平成8年度に特養林山地振興施設整備事業として取り組みがなされ、平成9年には、和良の議

会におきまして補正予算等を可決されまして、また債務、いわゆる負担行為につきましても補正がなされた経緯がございます。その後につきましては、議会でそのたびごとに御報告を申し上げておるような経緯をたどりまして、郡上市発足の平成16年、この折に、旧和良村から郡上市はこの債務の損失補償につきましては、その事務、並びにその債務につきまして引き継いでおるわけでございますが、郡上市になりましたから、この事業が何とか軌道に乗るように指導、あるいは取り組みがなされたところでございますけれども、最終的には、既に御承知のとおり会社としての生産が滞り、事業の廃止に追い込まれると、こういうふうな経緯がございます。

こういうことに対しまして、平成18年に郡上市議会におきまして、損失補償に対する補正予算が議決をされまして、それから平成18年1月末に郡上市といたしましては、損失補償額として2億2,620万円を執行したという経緯がございます。その後につきましては、すべて御承知のとおりでございますけれども、郡上市としての損失補償の金額を回収するということにつきまして、郡上市からもさまざまな指導、並びに取り組みをし、また当該責任者に対してもそういうふうな指導をしながら、その弁済の計画を立て、取り組みを進めていただいたところでございますが、最終的にはこの弁済計画が不能となりまして、平成18年11月において、この事業の中止が議決をされた。臨時の組合の議決があったということでございます。

以上等の経緯を経まして、郡上市のその資金、債務保証に関する回収が極めて困難となりました。そういうことにつきまして、どのようにして回収をするかということが審議され、また取り組みがなされたところでございますが、郡上市といたしましては、平成21年になりました、昨年の6月議会でこの求償金請求につきまして、はっきりとその責任の所在を求めるということについて、議会の御議決をいただきながら訴えを起こすということとなりまして、岐阜地方裁判所に対しまして、先ほどの連帯保証人2名に対しましての訴えを起こしたということがございます。

その後は、全部で都合8回の裁判が行われました。双方の代理の弁護士により、当初は争うというふうなこともございましたが、その後に和解の申し出があり、また裁判所からも和解の勧告があり、両者の資力を調査し、また、いわゆる所得等につきましても調査も行った上で、和解金につきましては、経緯はたどりしましたが、2人で、双方がそれぞれ150万円ずつの和解金を郡上市（原告）に対し支払うと、こういうことで申し出があったわけでございます。郡上市といたしましても、先ほどの和解の理由を申し上げたようなことを踏まえ、またこの多額の金額の回収ができなかったことにつきましては大きな責任もあるわけでございますが、このことをもちまして、この訴えを起こしました裁判につきましては終結を見たいと、こういうことでございますので、本日訴訟の和解につきまして議案を申し上げ、御議決をいただければ、こ

れをもちまして、裁判所の中で立ち会っていただきながら和解ということにしたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、意見を申し述べたいと思います。

質問の内容は若干含まれておりませんので、よろしくお願いします。

岐阜菌床シイタケ農業協同組合に対する和解決議案に対する意見ということでお願いします。

議案第164号、訴訟上の和解に関する事案につきまして、これは、ただいま種々説明がありましたように、郡上市の町村合併による郡上市発足時における負の資産ということで今日大きな課題として、また市民の関心事として引き継がれてきたものであります。

この発端は、先ほども御説明がございましたが、いわゆる公の問題として提起されましたのは、旧和良村における平成9年3月10日における定例会における、被出資団体であります、岐阜菌床シイタケ農業協同組合に対し、和良村が損失補償契約に基づく債務負担行為の議決をしたことにより発したものであります。当時の村長からは、ふるさと林道整備等を最優先にした政治判断であったという説明を受けておるところでございます。

郡上市の発足と新市移行へのその後の経緯から見れば、議会や合併協議会での審議からは、乖離をされたところで未調整のまま引き継がれたというところに大きな問題があったと考えられます。このことは、第三セクター等調査特別委員会、あるいは議会に設置いたしました100条委員会の調査の結果においても指摘をされているところであり、ひいては2億2,620万という巨額の公金の投入を余儀なくされたところでもあります。

これらの発生責任、あるいは合併時における継承責任及びそれらの債務の代位弁済分の回収責任、それぞれが問われるところでもあります。郡上市においては、本件連帯保証人に対する提訴により保証責任、それを金銭的和解によって今日の提案をされたというところの努力に対しましては、市長における市民の信頼回復のためにはこうした措置が必要だというふうにされまして、議会もこれに同意し、議決をしてきたところございまして、今日をもってそれらの和解が成立したという御報告に対しまして、御苦勞であったという気持ちを込めながら、こうした取り組みに対しては敬意を表し、賛意を表すものである。意見を以上申し述べます。以上であります。

○議長（池田喜八郎君） そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは質疑を終結し、討論をなしと認め、採決を行います。

議案第164号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第164号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第165号から議案第167号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程36、議案第165号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（校舎棟建築工事））から日程38、議案第167号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（格技場棟建築工事））までの3件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第165号から議案第167号までの3件を一括議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それでは、議案第165号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（校舎棟建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成22年10月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 契約の目的、白鳥中学校建設工事（校舎棟建築工事）でございます。2. 契約の方法、一般競争入札による。3. 契約金額、12億8,940万円。4. 契約の相手方、郡上市白鳥町中西819番地1、澤崎・三光・丸一・三島特定建設工事共同企業体、代表者、澤崎建設株式会社 代表取締役 澤崎正生。5. 工事の場所、郡上市白鳥町為真字大中次760番地5地内。6. 工事の概要、校舎棟建築工事一式、屋外倉庫棟建築工事一式でございます。

資料につきましては、先日配付をさせていただき、説明をさせていただいたところでございます。

工事内容につきましては、今ほど申し上げましたように校舎棟の建築でございます。木造2階建て、延べ面積3,793平方メートル、それから鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積935平方メートル、合計で4,729平方メートルでございます。そのほか、屋外倉庫棟の建築ということで、木造平家建て、延べ床面積49平方メートルでございます。

以下、位置図、配置図、それから平面図、立面図等を添付してございます。

最後から2ページ目につきましては、入札結果の一覧表を添付させていただいておりますし、最後のページにつきましては、この校舎棟に関します電気設備工事の入札結果、それから校舎棟機械設備工事の入札結果を添付してございます。その入札結果の一覧表につきましては、先日配付をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、議案第166号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（屋内運動場棟建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成22年10月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 契約の目的、白鳥中学校建設工事（屋内運動場棟建築工事）でございます。2. 契約の方法、一般競争入札による。3. 契約の金額、3億5,595万円。4. 契約の相手方、郡上市白鳥町白鳥21番地2、株式会社高橋建設 代表取締役 羽土洋司。5. 工事の場所、郡上市白鳥町為真字大中次760番地5地内。6. 工事の概要、屋内運動場棟建築工事一式でございます。

これにつきましても、先日資料を配付させていただき、説明をさせていただきました。

構造規模につきましては、鉄筋コンクリート造で、小屋組鉄骨造の平家建てでございます。延べ床面積1,109平方メートルという内容でございます。

あと資料としましては、配置図、平面図、立面図を添付してございます。

最後から2ページにつきましては、入札結果の一覧表を付してございます。

それから一番最後のページにつきましては、この屋内運動場、それから格技場棟の電気設備工事、それから、同じく屋内運動場、格技場棟の機械設備工事の入札結果を参考として添付させていただいておりますし、その入札結果の一覧表をきょう配付させていただいておりますので、参考までにごらんをいただきたいと思っております。

次でございます。議案第167号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（格技場棟建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成22年10月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1. 契約の目的、白鳥中学校建設工事（格技場棟建築工事）でございます。2. 契約の方法、一般競争入札による。3. 契約金額、2億2,155万円。4. 契約の相手方、郡上市白鳥町歩岐島173番地2、株式会社北濃工務店 代表取締役 日置誠。5. 工事の場所、郡上市白鳥町為真字大中次760番地5地内。6. 工事の概要、格技場棟建築工事一式、渡り廊下棟建築工事一

式でございます。

これにつきましても、参考資料として資料を添付させていただいております。

構造規模につきましては、鉄骨造の平家建て、延べ床面積1,178平方メートルでございます。以下、渡り廊下棟がございまして、鉄骨造、平家建てで、延べ床面積63平方メートルという内容でございます。

以下、配置図、平面図、立面図、それから入札結果の一覧表等を先日配付させていただき、説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。以上でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、採決を行います。

日程36、議案第165号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（校舎棟建築工事））についての質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 大変高額な入札になっておりますので、二、三質問をいたします。

一つは、これは共同企業体ということになって、ここにはそれぞれの名前が出ていますけれども、落札をした澤崎・三光・丸一・三島、これは4社の共同企業体なのかどうかをお聞きしますし、その他、例えば、全部はいいですが、高橋・八幡特定建設工事共同企業体の、この八幡は、どこが入っておるのがわかれば教えていただきたいですし、全部はいいですので、ちょっとそういう内容について聞きたいと思います。

それから、今回、これは途中から設計変更もあって、木造になったということですので、木造をふやしたということですね。郡上産材、和良というように聞いておりますが、時期的に大変厳しい時期といたしますか、迫っておりますので、木造の量とか、それから乾燥等についてどのように確認をしてみえるか。また内部仕上げ、工事の内容ですけれども、これはフローリングとありますけれども、私もあちこちの体育館を見たり、校舎の廊下を見たりしておりますけれども、フローリングもいろいろありますので、どのようなものでやられるのか。これはほかにタイルカーペット、塩ビのタイルなどがありますので、どういう場所で、どういうふうに住上げられておるのかをお聞きいたします。

○議長（池田喜八郎君） 山田総務部長。

○総務部長（山田訓男君） 共同企業体の件につきましては、私の方から御答弁させていただきます。

きのうの資料の一番最後のところに入札結果の一覧ということで、この校舎棟につきましても入れてございます。

今回のJVを組むに当たりましては、昨日も御説明しましたが、いろんな意味で規模が大きく、また技術的にも大変ということで、郡上市内の、そういう意味での、規模の大きいといえますか、これまで大規模の工事の経験のある、そういう経審での特定の点数を有しておる業者と、それからそうでない、もう少し下のクラスの業者と、そういう組み合わせの中で取り組んでいただきました。

それでその組み合わせはそれぞれ業者が、こちらが指定するんでなしに業者間で組まれたということでございます。この名簿を見ていただきますと、八幡の業者がどういうふうにそこに参画したかというような御質問だというふうに理解いたしましたが、最初の業者名の一番上にあります高橋・八幡が一つですし、それから三つ目にあります増田・アイゲン・マルフジという、このところもそういうことでございます。それから下にあります高垣・ヤマシタのところのグループも、そういうことで共同企業体ということでのチームといえますか、グループを組まれたというふうに理解しております。

(発言する者あり)

○総務部長（山田訓男君） この八幡は何かという御質問でしたか。失礼いたしました。八幡建設ということで、失礼いたしました。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） そうすると、その下の北濃・青木というのは、北濃建設と青木と、その2社。はい、わかりました。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 今、木造に伴う木材の量ということでございましたが、申しわけございません。ちょっと資料を手元に持ち合わせてございませんので、後ほど量については御報告をさせていただきますが、木造を使用するに当たりましては、柱、はりなどの主要部材につきましては、100%に近い郡上産材を使用していきたいということでございまして、100% JAS製品を使用していきたいということでございますので、そういった規格に当たるように乾燥等を、十分注意をさせていただき、十分な乾燥を行っていきたいということでございます。

なお、この主要部材につきましては、在来の工法とは違いまして、集成材をということで行う予定でございます。そういったことから、その乾燥に当たりましては、それぞれの製品の在来工法の大きな材等を比べまして、一つ一つが細くて短いものであるものを使用するというところでございます。当然、先ほど申し上げましたようにJAS規格に当たるものを使用していくということでございますので、乾燥につきましては、十分配慮をするように業者の方にも徹底を図っていきたいというふうに思っております。

(発言する者あり)

○教育次長(常平 毅君) このフローリングにつきましては、体育館でございますね。体育館についてという。

(「体育館もあるし校舎もありますね」と4番議員の声あり)

○教育次長(常平 毅君) フローリングの材につきましては、例えばナラとかブナ、あるいはクリ、そういったものの材を使用していく予定でございますが、すべてがフローリングではございません。当然中にはトイレ、水回りのところがございますので、そういったところは、それに対応した床材を使用していくということでございますが、いずれにしましても、内装につきましても、極力木材を使用したふうで対応をしていきたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 床についてお聞きしたわけは、郡上の中でも、学校の体育館2カ所ほどは張り直しをしております。それから八幡の町民体育館でしたか、これも張り直しをしんならんくらい非常に荒れておりました。そういう意味で、どういう材かなと非常に気になっておりましたので、ぜひしっかりとした材を使っただきたいと思っておりますし、校舎の、これは廊下だろうという確認を僕はしたかったんですが、廊下はフローリングで行われると、こういうことでいいのではないかとということで確認しますし、それから共同企業体は今お聞きすると、何というか、郡上ではトップクラスのところともう1ランクというような説明のような気がしたんですけれども、そういうふうを受け取ってとろしいですか、全部ね。

○議長(池田喜八郎君) 常平教育次長。

○教育次長(常平 毅君) 廊下につきましては、そのとおりでございます。

○議長(池田喜八郎君) 山田総務部長。

○総務部長(山田訓男君) 共同企業体の組み方につきましては、先ほど言いましたように、技術力のある特定の業者と、それからそうでない業者との組み合わせによりまして組んでいただいたということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(池田喜八郎君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) そこで、初めてのことでございますので、こういう額が大きいことと、それからこういう共同企業体ということは、それぞれはあると思っておりますけれども、この学校建設の中でこういう形をとられたということの中で実際に入札が行われて、落札を見ますと、今回は96.76という落札率が出ておりますし、そのほかのところもこういうふうに出ているわけです。

けれども、よく新聞等で談合がいろいろ心配されておりました、よく出る数字を言いますと、九十数%、本当に2%、3%でも談合があったという結果が出ておりますし、95%以上は非常に心配が強いということが指摘されておりますので、私、この数字については大変心配しておりますが、市としては、指名委員会としてはこの数字をどういうふうに見ておられるかだけお聞きしておきたいと思えます。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 前々から入札の落札率につきましては、設計をした上で、ある程度の予定価格等々をいろんな状況を勘案しながら予定価格を立て、落札をお願いしておると。当然設計が過大に見積もっておるわけでもございませんので、その設計に近い金額で落札されるのが通常の中だろうということも思っておりますし、それ以内でおさめていただければありがたいというような思いの中でやっておりますので、そこが、どこが適当なのかといったことは非常に微妙ですし、今回の入札につきましても談合情報等々もありませんでしたので、そういったような調査も行っておりませんし、そういったことはないものと信じて行っております。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 今回96.76という落札率が出ておりますけれども、非常に大きな額の入札でありますし、皆さんの関心も高いというふうには私は思っております。

それで、今言われたように、何か積算書というか、出されたというようなこともお聞きしましたので、十分それらを検討した上で、いわば適切であるというように判断をされておるといふふうには私は思いました。

額が高いからおかしいと、もうちょっと安いからいいということは一概には言えませんけれども、やはり一つの指標になるということで、96.76%という数字、かなり高率な落札率になっておるといふふうには私は判断をいたしますので、今後業者の皆さんにも努力していただくということも考えまして、この落札率での入札結果について承認ができないということで反対をいたします。

○議長（池田喜八郎君） 原案に賛成の諸君の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

議案第165号については、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

賛成多数によって、議案第165号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

日程37、議案第166号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（屋内運動場棟建築工事））についての質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これについては、積算といたしますか、そういうものが一緒に出ているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。積算資料みたいなものは。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） いわゆる入札の段階において内訳書が出ているかという質問だろうと思いますが、出ておりますので、お願いします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これについてもかなり多くの業者が出ておまして、そしてこういう結果でございますけれども、先ほどのJV、共同企業体とは違いまして、それぞれの企業で判断するということですから、一層競争も行われるんじゃないかというふうに私は思っておりましたけれども、実際は、先ほどよりもかなり高い、97.8%ということで、ほぼ98%ほどということで非常に高いんですね。そういう意味で、非常にどうなんかなという疑念を持つわけですが、何度も言って申しわけないですが、これについても指名委員会としての判断をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 鈴木副市長。

○副市長（鈴木俊幸君） 先ほども述べましたように、指名委員会はいくまで結果を見て、これについてはどうだということの判断まではいたしません。先ほども言いましたように、業者の適正な競争がされる業者数を認定し、その中で適正に行われたということで入札開示をいたしまして、決定をしてやるということで、事務的に粛々とやっておりますので、お願いします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論をいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先ほどと同じような理由でございますが、今回、特に共同企業体による

入札でもありませんし、しかも非常に高いということで、落札率はより高くなっているということで、これに疑問を呈するという意味で反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 原案に賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

議案第166号については、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

賛成多数によって、議案第166号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

日程38、議案第167号 工事請負契約の締結について（白鳥中学校建設工事（格技場棟建築工事））についての質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先ほどと同じような理由でこの格技場の建設工事につきましても、反対を申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） この白鳥中学校、議案第167号の工事請負契約につきましても、賛成の立場で討論申し上げます。

先ほど来、日本共産党の野田議員の方からは、落札率が高いのでと、そこに疑念があるというようなことでの反対がされておりますけれども、私は、正確に見積もられた上での結果と判断をし、この入札価格と入札に関する工事請負契約に対しまして、賛成の立場をとります。議員各位にも御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（池田喜八郎君） そのほか討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論を終結し、採決をいたします。

議案第167号については、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

賛成多数によって、議案第167号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第12号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程39、議発第12号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

池場議会事務局長。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第12号

住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成22年10月5日提出

提出者 郡上市議会議員 上田 謙 市

賛成者 郡上市議会議員 村瀬弥治郎

賛成者 郡上市議会議員 川嶋 稔

郡上市議会議長 池田喜八郎様

住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書（案）

雇用問題、医療・年金・貧困など様々な社会不安が増大している今、国・地方行政の役割が重要となっています。国民・地域住民の安心・安全を守るために、行政サービスを拡充することが求められており、公務の果たす役割は増すばかりです。

こうした中、一律的な公務員の定員削減を行うべきではなく、セーフティネットを再構築するため、公務職場に必要な人員を確保することが必要です。

また、国が行うべき行政サービスは、国が直接責任を持って行い、「地域主権改革」の名の下に、「地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組む」として安易に地方出先機関を廃止せず、関係する地方自治体とよく協議して慎重な対応をされるよう求めます。さらに、ひも付き補助金の一括交付金化は、地方自治体による用途の自由度が拡大されるしていますが、国家財政難の中で、社会保障・教育の予算が削られる可能性は否定できません。国がすべての国民に対して最低生活水準を保証するナショナルミニマムの責任放棄は許されません。

私たちは、「三位一体の構造改革」、「平成の大合併」と合わせて、今回の「地域主権改革」が地方自治体の財政や組織体制の状況によって社会資本整備、社会保障に地域間の格差を生じさせ、地方切り捨てに拍車をかけることや、国民・地域住民の生命と財産が守られないのではないかと強い危惧を抱いています。

地域住民が安全・安心して暮らせる生活実現のために、防災・生活関連事業予算の拡充は必須であり、これまで地方出先機関は、災害から地域住民の生命・財産を守り、最低限の生活保障をするために国の責務を担って迅速に対応してきました。また地方自治体からの相談窓口としての役割も担っています。これらの事業を執行していく上で組織、人員確保などの体制が必要です。

つきましては、下記の事項の実現を要望します。

記

1. 「地域主権改革」の名の下に、国の行政サービスの低下を招くことのないように住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・用途など国民的議論をふまえ慎重に結論を出すこと。
2. 国の出先機関改革にあつては、廃止、地方移管を前提とせず、地方自治体とよく協議すること。
3. 住民の安心・安全を支える行政の充実をはかるため必要な組織を存続すること。
4. 独立行政法人の組織および事業の廃止、民営化等は慎重に対応すること。
5. 防災、生活関連予算の確保・充実を図ること。
6. 直轄で整備・維持管理している河川行政は、引き続き国の責任で執行し、地方整備局・事務所・出張所の廃止や地方移管については、関係する地方自治体とよく協議すること。

平成22年10月5日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

以上です。

○議長（池田喜八郎君） それでは、ここで提出者の説明を求めます。

11番 上田謙市君。

○11番（上田謙市君） ただいま事務局が読み上げてくれました住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書（案）は、先ほど委員長報告をさせていただきました陳情第5号での趣旨採択を踏まえて、郡上市議会として関係機関に提出したい意見書の案であります。

先日、菅首相は、所信表明で国家公務員の総人件費の2割を削減するために、国の出先機関の統廃合を含め、各府省の機構や定員をスリムにすると述べております。

確かに、国においても地方においても、行政改革や公務員改革は重要な課題でありますけれども、例えば広大な面積を持つ郡上市から、郡上簡易裁判所や法務局八幡支局というような出先機関が統廃合でなくなったら、私たちは岐阜市や高山市まで出向かなければならなくなり、不便なばかりでなく、経済的な家計負担は大きくなります。

さらに、地方主権改革の推進で菅首相は、地方が主役となって特色ある産業振興や住民の要望に応じた社会サービスの提供ができるようにするため、ひもつき補助金の一括交付金化によって各府省の枠を超えて投資的資金を集め、自由度の高い交付金に再編するので、地域の皆さんは霞が関の発想に縛られない独自のモデルを構想してほしい、そういうふうなことを申しておりますけれども、国の財政悪化が進む今日、三位一体改革のときに苦い経験をした地方自治体の私たちは、素直にうなづくことができません。そして、演説では、国の出先機関が扱う事務権限移譲については、各府省の検討結果が不十分なために、やり直しを指示したとのことでありますから、私たち地方の市議会といたしましても、この機会をとらえて、住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求めるための意見書を関係機関に提出すべきものと考えます。議員各位の賛同をお願いして、提案説明とします。

○議長（池田喜八郎君） 本件につきましては、質疑・討論を省略し、採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。

議発第12号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。議発第12号については原案を可とすることに決定をいたしました。

◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 平成22年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る9月10日から始まりました今議会は、約1ヵ月近くの長い会期でございましたが、議員の皆様方には終始御熱心に御審議をいただきました。提出をいたしました条例案、補正予算案、あるいは契約締結案件等につきましては御議決をいただき、また平成21年度の各会計に係りまます決算につきましても認定の御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。この間におきましてちょうだいをいたしましたいろいろな御意見や御指摘等につきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。

年内もう残すところ3ヵ月足らずとなりましたけれども、議員各位には、健康に御留意をいただきまして、一層御活躍くださいますようお願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

◎議長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 平成22年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る9月10日より本日までの26日間にわたり、24会計の決算認定を初め条例改正など当面する市政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、提案されましたすべての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げますとともに衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、監査委員兩名には、決算審査から決算認定となる本定例会までの長期にわたり、まことに御苦労さまでございました。心より厚く御礼を申し上げます。

市長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、その御苦労に対しましても厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位の述べられました一般質問、あるいは質議・意見・要望につきましても、今後の市政執行に対しまして十分反映されますよう強く要望する次第であります。

終わりに、今定例会に寄せられました議員各位及び理事者を初め執行機関の皆様方の御協力に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げ、議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、ますます御活躍を御祈念申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第6回郡上市議会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

（午後 2時40分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 池田 喜八郎

郡上市議会議員 清水 敏夫

郡上市議会議員 川嶋 稔



平成22年10月5日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会総務常任委員会

委員長 上 田 謙 市

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第126号	郡上市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について	原案可決
議案第127号	郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第128号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第129号	郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について	原案可決
議案第137号	平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第138号	平成21年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第141号	平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第143号	平成21年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第144号	平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第145号	平成21年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第146号	平成21年度郡上市北濃財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定

事件の番号	件名	結果
議案第147号	平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第148号	平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第149号	平成21年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第150号	平成21年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第151号	平成21年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第162号	過疎地域自立促進計画の策定について	原案可決
陳情第5号	住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書	趣旨採択



平成22年10月5日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会産業建設常任委員会

委員長 武 藤 忠 樹

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第133号	平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出認定について	原案認定
議案第134号	平成21年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出認定について	原案認定
議案第139号	平成21年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第152号	平成21年度郡上市水道事業会計決算認定について	原案認定



平成22年10月5日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会文教民生常任委員会

委員長 森 藤 雅 毅

文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件名	結果
議案第128号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第129号	郡上市父子手当支給条例を廃止する条例について	原案可決
議案第131号	平成21年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第132号	平成21年度郡上市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第135号	平成21年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第136号	平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出認定について	原案認定
議案第140号	平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第142号	平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
議案第153号	平成21年度郡上市病院事業等会計決算認定について	原案認定



平成22年10月5日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会決算認定特別委員会

委員長 渡 辺 友 三

決算認定特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第130号	平成21年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定



平成22年10月5日

郡上市議会議長 池田 喜八郎 様

郡上市議会過疎・辺地総合対策特別委員会
委員長 清水 敏 夫

過疎・辺地総合対策特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第162号	過疎地域自立促進計画の策定について	原案可決